

令和8・9・10年度

調査修繕業務

仕様書

堺市上下水道局

目 次

第1章 総則

1-1	適用	1
1-2	用語の定義	1
1-3	目的	2
1-4	業務概要	2
1-5	履行場所	2
1-6	履行期間	2
1-7	準備期間	3
1-8	業務種別	3
1-9	業務責任者	3
1-10	受付調整業務	4
1-11	即応の義務	5
1-12	業務の委任又は下請負	5
1-13	提出書類	5
1-14	業務計画書	7
1-15	業務写真	7
1-16	地下埋設物の状況写真撮影	8
1-17	積算上の条件について	8
1-18	過積載の対策	8
1-19	事故報告書	8
1-20	暴力団等の排除について	8
1-21	法定外の労災保険の付与	8
1-22	電波法令の遵守	8
1-23	給水管の撤去及び処分	9
1-24	建設副産物の処理について	9
1-25	特定調達品目の使用	9
1-26	架空線の防護措置について	10
1-27	支給材料	10
1-28	調達材料	10
1-29	機器材の調達	10
1-30	貸与品等	10
1-31	施工パッケージ型積算方式を適用した代価表の使用機械について	10
1-32	家屋等の把握	10
1-33	待機業務	10
1-34	業務の引継ぎ	11
1-35	単価	11

1-36	賃金又は物価の著しい変動に基づく委託代金額の変更	11
1-37	重要業務指標 (KPI)	11

第2章 道路敷調査

2-1	業務概要	12
2-2	業務時間	12
2-3	業務体制	12
2-4	業務内容・基本調査（午前9時から午後5時30分）	12
2-5	業務内容・基本調査（午後5時30分から翌午前9時）	13
2-6	業務体制・詳細漏水調査	14
2-7	作業責任者	14
2-8	業務の注意事項	15
2-9	機器材	15
2-10	提出書類	15
2-11	単価	15
2-12	精算方法	16
2-13	業務の予定数量	16

第3章 道路敷修繕

3-1	業務概要	17
3-2	業務時間	17
3-3	業務体制	17
3-4	業務内容	18
3-5	作業責任者	18
3-6	資格要件	19
3-7	安全管理	19
3-8	道路交通の安全対策	19
3-9	工事看板	20
3-10	業務の注意事項	20
3-11	修繕作業	20
3-12	作業の注意事項	20
3-13	舗装切断時に発生する排水の処理	21
3-14	撤去管の処分	21
3-15	埋戻し及び舗装道路仮復旧	21
3-16	車両編成及び機器材	21
3-17	提出書類	21
3-18	単価	22
3-19	精算方法	23
3-20	業務の予定数量	23

第4章 敷地内調査修繕

4-1	業務概要	24
4-2	業務時間	24
4-3	業務体制	24
4-4	業務内容	25
4-5	業務の注意事項	26
4-6	作業責任者	26
4-7	作業の注意事項	26
4-8	提出書類	27
4-9	単価	27
4-10	精算方法	28
4-11	業務の予定数量	29
4-12	アンケートへの協力	29
	別図	30
	別表	35

第1章 総 則

1-1 適用

1. 本仕様書は、堺市上下水道局（以下「局」という。）が発注する調査修繕業務に適用する。
2. 本業務の施工に当たっては、別に定める「上下水道施設工事共通仕様書（令和7年1月版）」の第1部、第2部（以下「共通仕様書」という。）、水道業務委託共通仕様書（令和7年1月版）に従い、本仕様書は、共通仕様書に優先するものとする。
3. 共通仕様書、第1部上下水道施設工事共通1-1-1-27 施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値においては、土木工事施工管理基準（令和5年7月）に従うものとする。
4. 上記「共通仕様書」及び「土木工事施工管理基準」に改正等があった場合は、契約期間中に受発注者間で協議の上、必要に応じて最新版の適用に変えるものとする。
5. 配水用ポリエチレン管の使用に当たっては、本特記仕様書に併せて、堺市上下水道局ホームページ掲載の「配水用ポリエチレン管の整備基本方針（最新版）」に従い、施工するものとする。また上記の整備方針及び設計図書に定めのない事項については配水用ポリエチレンパイプシステム協会の「施工マニュアル」、「維持管理マニュアル」に従うものとする。
6. 本仕様書に記載のない事項又は疑義等が生じた場合は、監督員と受注者が協議して定める。

1-2 用語の定義

本仕様書において用いる用語の定義は、次の各号による。

1. 「道路敷」とは、道路法において規定されている道路及び私道のうち、通常道路として第三者の通行の用に供している部分をいう。
2. 「敷地内」とは、給水装置所有者等の所有地をいう。
3. 「維持修繕」とは、配水管の修繕または堺市水道事業給水条例第17条及び同施行規程第9条に規定する修繕に要する費用を免除できる部分（別図1参照）の修繕をいう。
4. 「監督員」とは、本業務の監督を行う局職員をいう。
5. 「依頼者」とは、調査修繕の依頼者をいう。
6. 「起因者」とは、故意または過失により水道施設等を破損させた者をいう。
7. 「受託修繕」とは、起因者からの依頼による修繕をいう。
8. 「簡易修繕」とは、人力による小規模掘削で処理可能な修繕をいう。なお、機械掘削を伴わない受託修繕もこれにあたる。
9. 「簡易対応」とは、漏水調査を伴わない、漏水状況の再確認や、止水栓開閉操作、応急処置等の簡易な対応をいう。
10. 「影響調査」とは、受託修繕における修理必要箇所の特定、修理後の通水確認、破損部以外への影響の調査をいう。
11. 「昼間」とは、午前9時から午後5時30分までの8時間30分をいう。
12. 「夜間」とは、午後5時30分から翌午前9時までの15時間30分をいう。
13. 「深夜」とは夜間時間帯のうち午後10時から翌午前5時までをいう。
14. 「休日」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、及び年末年始（12月29日～1月3日）をいう。なお、土曜日が祝日となる際は祝日扱いとする。
15. 「平日」とは、上記「休日」以外の日をいう。

16. 「準備期間」とは、契約締結日から履行開始日までの期間をいう。
17. 「お客様センター」とは、局が開設して外部委託している漏水等の電話受付業務を行う機関をいう。
18. 「道路敷調査班」とは、班体制により道路敷における調査を行う者をいう。
19. 「道路敷修繕班」とは、班体制により道路敷における修繕を行う者をいう。
20. 「敷地内班」とは、班体制により敷地内における調査修繕を行う者をいう。
21. 「待機班」とは、緊急時に備えて班体制で待機する者をいう。
22. 「待機料」とは、待機班の要員拘束にかかる費用をいう。
23. 「特別徴集」とは、局からの要請により、待機班とは別に受注者が班体制を組織することをいう。また、その班を「特別徴集班」という。
24. 「業務拠点」とは、調査修繕依頼の受付等を行う事務所をいう。
25. 「水道施設」とは、水道のための送水施設及び配水施設(配水管等)で局の管理に属するものをいう。
26. 「給水装置」とは、配水管から分岐して設けられた給水管及び止水栓やメーターBOX等の給水用具をいう。
27. 「水道施設等の異常」とは、水道施設及び給水装置において、漏水、出水不良、異常音、道路陥没等の異常な状態(接合替保留状態を含む)をいう。
28. 「給水異常」とは、濁水、異物混入、異臭、異味等の給水の異常な状態をいう。
29. 「間接経費」とは、共通仮設費率分、現場管理費率分及び一般管理費等率分の合計金額をいう。
30. 「上下水道局本庁舎」とは、堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2の場所をいう。
31. 「配水管理センター」とは、堺市配水管理センターのことをいい、堺市西区家原寺町2丁21番地2の場所をいう。
32. 「局有地(草部)」とは、堺市西区草部721番1(面積:753m²)の場所をいう。
33. 「南部区域資材置場」とは、堺市南区桃山台1丁23番2付近の場所をいう。

1-3 目的

本業務は、水道施設等の異常または給水異常の発生時において、迅速に調査及び修繕作業を行うことを目的とする。

1-4 業務概要

受注者は、業務拠点でお客様センター及び依頼者等からの通報を受付し、適正に判断したうえで、調査修繕業務従事者へ指示し調査・修繕を行う。また、修繕が必要な場合は、受注者にて工事ビラの作成・配布等を含む施工前の調整及び交通誘導警備員の配置等の安全管理を実施し修繕を行う。

1-5 履行場所

堺市の給水区域及び一部区域外給水区域

1-6 履行期間

令和8年4月1日 から 令和11年3月31日 まで

1-7 準備期間

受注者は、準備期間において次の事項を適正に行わなければならない。

1. 以下の要件に基づき、調査修繕依頼の受付等を行う業務拠点を整備する。
 - ① 業務拠点は堺市内とする。
 - ② 業務拠点は執務室に部外者が容易に立ち入れないようすることとする。なお、本業務に直接関係のない者は、受注者の従業員や関係者においても部外者として取り扱うこととする。
 - ③ 業務を適正に履行できる環境とする。
 - ④ 業務拠点の変更は原則として認めない。
2. 業務に必要な資機材の調達及び整備を行う。
3. 電話、FAX及び電子メール等の通信機器の設置及び通信テストを行う。なお、電話やFAX等の通話チャンネル数は5以上（通話用4以上、FAX専用1以上）とする。
4. 受注者は、調査修繕業務従事者に対して業務に必要な研修を実施する。
5. 準備にかかる費用は受注者で負担することとする。
6. 道路敷修繕業務作業責任者、道路敷調査業務従事者及び敷地内調査修繕業務従事者は、腕章・名札を着用することとする。なお、腕章・名札は、受注者が用意することとする。
7. 道路敷修繕業務作業責任者、道路敷調査業務従事者及び敷地内調査修繕作業責任者は、局が貸与する従事者証を携行することとする。

1-8 業務種別

業務種別は、「第2章 道路敷調査」、「第3章 道路敷修繕」、「第4章 敷地内調査修繕」のとおりとする。

1-9 業務責任者

1. 受注者は、全ての業務を統括する業務責任者を選任しなければならない。局からの要請及び局からの指示は、業務責任者を通じて行うものとする。局との連絡手段としては、電話、FAX、電子メール、アプリケーション等を使用するものとする。業務責任者は業務拠点に常駐し、業務時間は平日、休日とも午前9時から午後5時30分までとする。また、業務責任者が休暇等の場合においては、全ての職務を代行する副業務責任者を選任し代行させなければならない。ただし、業務責任者代行時の副業務責任者は、専任とする。
2. 業務責任者は、下記に該当する者とする。
 - ① 受注者（受注者が共同企業体の場合は、代表構成員に限る。）と直接的な雇用関係が確認できる者
 - ② 本業務に専従できる者
 - ③ 給水装置工事主任技術者の資格を取得している者
3. 副業務責任者は、下記に該当する者とする。
 - ① 受注者（受注者が共同企業体の場合は、代表構成員に限る。）と直接的な雇用関係が確認できる者
 - ② 給水装置工事主任技術者の資格を取得している者
4. 業務責任者は、水道施設等の調査修繕に関する豊富な知識を有し、本業務内容、関係法令、関係書類の作成等を熟知していなければならない。
5. 業務責任者は、受付調整従事者等からの連絡を取りまとめ、別図1の維持修繕範囲標準図

を基に適切に判断し、原則、局との事前打合せを実施した後、業務責任者が、調査修繕業務従事者へ指示する。

6. 業務責任者は、修繕を要する際は原則、現場状況を把握したうえで工程・施工方法等を決定し、事前打ち合わせにて局の承認を得て、近隣住民への工事ビラの作成・配布及び埋設物調査等の施工前調整を調査修繕業務従事者に指示し、全て完了させた後に修繕を行わなければならない。また、業務責任者は、関係各所との連絡を密にし、情報共有に努め、必要に応じて、局に監督員の立会いを要請するものとする。監督員の立会いを要請する事例とは道路使用許可が必要な修繕等をいう。なお、別図2に受付から現場施工までの標準業務フロー図を示すとともに、別図3に平日体制標準図、別図4に担当・業務別標準勤務時間を示す。
7. 業務責任者は、昼間及び夜間に関係なく、調査修繕業務従事者等からの連絡・報告で緊急を要すると判断した場合、直ちに局に報告し指示を受け現場対応しなければならない。
8. 業務責任者は、受託修繕作業前に、起因者に対して修繕に関する注意事項等を説明し、起因者に破損届等必要書類に署名等を依頼し、記入確認後に調査修繕業務従事者に調査及び修繕を指示する。
9. 業務責任者は、道路敷ではない水道施設及び給水装置の破損において、起因者に対して起因者自身で修繕するように案内を行うが、起因者が速やかに修繕できない場合において、調査修繕業務従事者に応急止水処置を指示することができる。その際に、起因者に対して応急止水処置後の修繕は起因者自身が行わなければならない等の注意事項を説明し、応急止水依頼書等の必要書類に署名を依頼する。
10. 業務責任者は、調査修繕業務従事者への指示・指導を行い、業務が滞ることなく円滑かつ効率的に運用させるよう統括しなければならない。
11. 業務責任者は、昼間及び夜間に関係なく、調査修繕業務従事者、お客様センター及び局と共に連絡が取れる体制を取り、緊急を要すると判断した場合、直ちに局に報告し指示を受け現場対応しなければならない。また、近隣住民等からの苦情等に対しても、自らが主となり真摯に対応しなければならない。
12. 業務責任者は、日々の業務状況をお客様センター及び局に毎日報告し、情報共有を行わなければならない。
13. 業務責任者は、各業務から提出される報告書の内容を確認したうえで、局が求める期日までに提出しなければならない。
14. 業務責任者は、契約代金の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく一切の事項を処理しなければならない。
15. 局は、業務責任者が本業務の履行に関し著しく不適格と認めるときは、その理由を明示して、受注者に対して必要な措置を求めることができるものとする。
16. 業務責任者は、配管状況、工事修繕履歴、定期洗管の実施、他業種の工事、消防消火活動等の情報提供を局に要請し、調査修繕業務従事者に情報共有しなければならない。

1-10 受付調整業務

1. 受注者は、業務拠点に受付調整従事者を平日においては3名以上、休日においては2名以上配置しなければならない。ただし、1年の中で繁忙期である3か月間においては平日のみ1名増員とする。業務量の増減を踏まえて、局との協議の上、繁忙期を設定することとする。業務時間は、午前9時から午後5時30分までとする。

2. 受注者は、後述する「2-5 業務内容・基本調査(午後 5 時 30 分から翌午前 9 時)」の午後 10 時から翌午前 6 時においては、業務拠点に道路敷調査班(受付調整従事者)を平日、休日とも 1 名以上配置しなければならない。ただし、「2-5-2 基本調査」の業務中においてはこの規定によらない。なお、午前 6 時から午前 9 時及び午後 5 時 30 分から午後 10 時までの時間帯は、道路敷調査班が受付調整を行うことができるものとする。
3. 受付調整従事者、道路敷調査班及び道路敷調査班(受付調整従事者)は、水道施設等の調査修繕に関する豊富な知識を有し、本業務内容、関係法令、関係書類の作成等を熟知していなければならない。また、依頼者に対して親切丁寧に対応し、依頼内容を十分把握して即応処理に努めなければならない。
4. 受付調整従事者、道路敷調査班及び道路敷調査班(受付調整従事者)は、依頼内容等に関して、逐一業務責任者へ報告を行わなければならない。
5. 受付調整従事者は、業務責任者の指示により、修繕工事の事前調整、近隣住民への工事ビラの作成・配布等、調査修繕業務に付随するその他の業務を併せて行わなければならない。

1-11 即応の義務

本業務は、緊急を要する調査修繕等を対象とするため、受注者は業務の特殊性を十分に認識し、局等から緊急対応を求められた場合は速やかに現地に赴き調査修繕、仕切弁の操作、洗管作業等を行う義務を負う。局からの要請により作業員を徴集する際は、以下の 1. 特別徴集基本料を計上し、併せて作業時間に応じた 2. 緊急対応作業員費の金額を計上する。

1. 特別徴集基本料(普通作業員 1 名・緊急) 単価は、作業員が平日昼間に業務を行うために必要な労務費(間接経費を含む)を算出し、これに 10 分の 2 を乗じた金額とする。
2. 緊急対応作業員費(普通作業員 1 名) 単価は、作業員が平日 1 時間当たりの業務を行うために必要な労務費(間接経費を含む)とする。

1-12 業務の委任又は下請負

1. 受注者は、業務の全部又は大部分を一括して他人に委任し又は請け負わせてはならない。
2. 委任不可または下請負不可は、受付調整、基本調査、道路敷修繕、敷地内調査修繕とする。
3. 本業務において、事業協同組合がその構成員に施工させることは施工形態が共同施工方式の場合に限り下請負に該当しない。

1-13 提出書類

1. 着手前書類

受注者は業務着手前、監督員に対し表-1-1 の書類等を提出しなければならない。なお、提出した書類等の内容に変更が生じた場合には、速やかに変更後の書類を提出すること。

表-1-1 提出書類等

書類名称	部数	提出期限及び備考
着手届	1	契約後速やかに提出
業務責任者届	1	契約後速やかに提出 資格者証の写しを添付 (副業務責任者を含む)
作業責任者届	1	契約後速やかに提出
給水装置工事主任技術者の合格証又は免状の写し	1	契約後速やかに提出
配管工届	1	契約後速やかに提出
耐震継手管の技術講習会修了証書の写し	1	契約後速やかに提出
主要資材発注先名簿	1	決定後速やかに提出
建退共掛金収納書届	1	契約後 1 か月以内
受注者賠償責任保険証書の写し	1	保険会社の様式による
労災保険成立証明書	1	契約後速やかに提出
法定外の労災保険証書の写し	1	保険会社の様式による
業務計画書	2	業務着手前に提出
材料承諾願	1	業務着手前に提出
施工体制台帳の写し	1	業務着手前に提出
その他局が指示する書類等		

2. 月締書類

受注者は、次に掲げる書類を毎月提出しなければならない。統計資料とは、業務状況を把握し今後の業務に役立てるために作成するものであり、統計項目は以下⑦のとおりとする。なお、各書類の様式は事前に局の承認を得ることとする。

- ① 業務完了届
- ② 出勤報告書（調査修繕業務従事者を一覧で確認出来るもの）
- ③ 出勤簿の写し（業務時間に待機業務を行っていたことを確認できるもの）
- ④ 翌月の出勤予定表（各班の出勤順番を記載）
- ⑤ 建設廃棄物マニフェストの本証及び写し（本証は後日受注者へ返還する）
- ⑥ 各種伝票類（残土・残塊の受入れ伝票等）
- ⑦ 統計資料（紙と Excel データで提出）

統計項目は、局と調整することとする。

- ・電話受付件数、電話発信件数、対応時間、対応内容
 - ・調査件数、調査内容、調査時間、漏水緊急度評価
 - ・修繕件数、修繕内容、修繕時間、緊急度に応じた施工時間評価
 - ・特別徴集班数
- ⑧ その他必要書類

1-14 業務計画書

1. 受注者は、契約条件及び本仕様書の内容を適切に把握した上で、以下の項目を記載または必要書類を添付した業務計画書を作成しなければならない。また、局がその他の項目について補足を求めた場合には追記するものとする。
 - ① 業務概要
 - ② 業務目的
 - ③ 履行方針
 - ④ 業務内容
 - ⑤ 調査・修繕方法
 - ⑥ 安全管理対策及び安全衛生管理体制組織表
 - ⑦ 使用機械
 - ⑧ 緊急連絡組織表（業務責任者、副業務責任者の連絡先を含む）
 - ⑨ 業務体制表（拠点場所、各班の待機場所、作業責任者の連絡先、特別徴集班の連絡先等）
 - ⑩ 建設副産物処理計画（「1-24 建設副産物の処理について」参照）
 - ・建設廃棄物処理委託契約書の写し
 - ・建設発生土受入契約書の写し
 - ・産業廃棄物収集運搬業者の許可証の写し
 - ・産業廃棄物処分業者の許可証の写し
 - ・仮置場から建設廃棄物処分地への経路図
 - ・仮置場から建設発生土処分地への経路図
 - ⑪ 過積載防止対策
 - ⑫ 本業務の作業に関係ある労働安全衛生法施行令（昭和47年政令318号）に規定する作業主任者の証明書の写し
 - ⑬ その他必要書類
2. 受注者は、業務計画書を遵守し業務の履行にあたること。
3. 受注者は、業務計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度、当該業務に着手する前に、変更に関する事項について、変更業務計画書を提出すること。
4. 業務計画書を提出した際、局が補足等を求めることがあるので、受注者は協議の上、必要な措置を講じること。

1-15 業務写真

1. 標準的な写真管理は、別表1のとおりとし、併せて「水道工事施工管理基準」の工事写真管理基準に基づき行う。なお、局が写真管理について異なる方法等を求めることがあるので、受注者は協議の上、必要な措置を講じること。
2. 黒板寸法は、別図5のとおりとし、黒板には「業務名、指示番号、年月日、場所・宅名、受注者・班名、種別（着工前、修繕状況、復旧等）」を明記する。
3. 撮影は、同一方向、同一箇所より撮影し、容易に寸法等を判別出来るように撮影しなければならない。
4. 形状寸法は、箱尺等を用いて幅や深さが分かるように撮影する。
5. 写真整理は、業務指示番号の見出し貼り、写真の余白に撮影種別を記載する等の精算業務や業務検査において、容易に業務状況を確認できるように行う。

6. 受注者は、業務写真をアルバム等に整理して提出する。
道路敷調査班：2部 道路敷修繕班：2部 敷地内班：1部
7. 以下の点は、特に注意して撮影することとする。
 - ① 調査業務開始時の漏水状況、漏水箇所、周辺状況。
 - ② 修繕業務の掘削出来形、布設状況、量水器周りの使用材料、撤去既設管、継手種別、保安施設の設置及び交通整理状況。
 - ③ 修繕完了後の舗装仮復旧、モルタル復旧、及びその周辺状況。

1-16 地下埋設物の状況写真撮影

受注者は、掘削範囲内に地下埋設物が存在する場合については、交差及び近接状況の写真を撮影することとし、工事写真と共に監督員に提出すること。なお、写真は別工種の出来高と共に写し込んで撮影してもよい。

1-17 積算上の条件について

本業務の積算上の条件については別紙「積算上の条件について」によるものとする。なお、別紙「積算上の条件について」は、入札参加者の適正かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約上の拘束力を生じるものではない。

1-18 過積載の対策

1. 受注者は、土砂等をダンプカー等に積載する場合には、車検証に記載されている最大積載量を超えてはならない。
2. 受注者は、目視（別紙「積算上の条件について」内にある「過積載と疑わしい車両の目安」参照）や自重計及びトラックスケール等によって土砂等の積載を日常的に管理（記録）し過積載防止の周知徹底に努めなければならない。
3. 受注者は、過積載防止を一層徹底するため、調査修繕業務従事者への周知徹底および過積載防止への啓発を行うなどして、過積載防止の促進に努めなければならない。

1-19 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、建設工事事故データベースシステムの登録対象となる工事事故の場合、監督員が指示する期日までに、工事事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、工事事故に関する情報を登録する。

1-20 暴力団等の排除について

暴力団等の排除については、別紙「積算上の条件について」内にある「暴力団等の排除について」によるものとする。

1-21 法定外の労災保険の付与

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

なお受注者は、上記保険の証券等（契約内容が分かるもの）の写しを監督員に提出すること。

1-22 電波法令の遵守

受注者は、工事用車両運転手を対象に、無線局免許の有無、無線機における「技適マーク」

の有無、また、無線機の規格等について自主点検を行わなければならない。なお、受注者が無線を使用する場合は「総務省 電波利用ホームページ」(URL <http://www.tele.soumu.go.jp/>) の記載事項に従うものとする。

1-23 給水管の撤去及び処分

1. 受注者は、本業務における掘削内の既設給水装置をすべて撤去すること。
2. 受注者は、本業務で発生した鉛管給水管についてはスクラップ処分とし、それ以外の給水管については産業廃棄物として適正に処分すること。また、適正に処分したことを証明する書類、撤去後の状況（管種、口径、延長を黒板に明示し、標尺等を撤去管に添えて寸法が確認できること。）を撮影した写真等を監督員に提出すること。なお、写真は別工種の出来高と共に写し込んで撮影してもよい。

1-24 建設副産物の処理について

1. 建設副産物の一時保管

- ① 受注者は、原則として修繕により発生した建設副産物を一時保管し、局の承認を受けた後、速やかに受注者において「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいた処分を行うこと。
- ② 保管場所は、局有地（草部）とし、業務着手前に保管方法等について局の承諾を得ること。また、局有地内の管理は、受注者の責任において整理・整頓等を行い、付近住民に迷惑を及ぼさないように努めること。
- ③ 受注者は、局有地（草部）の給水装置を使用することができる。ただし、給水装置を使用する場合、水道の使用に関する開閉栓手続き等は受注者の責任で行うこと。また、使用期間中の水道料金、給水装置の維持管理等の費用については、すべて受注者が負担すること。なお、業務の履行終了までに閉栓処理を行うこと。
- ④ 受注者は、業務の履行終了までに局有地内の建設副産物の搬出を完了し、元の状態に戻すこと。ただし、最終の搬出完了から履行期間の終了までに発生した建設副産物については、履行終了後においても速やかに適正処分すること。
- ⑤ 受注者は、「堺市循環型社会形成推進条例」に基づき、堺市環境局環境保全部環境対策課へ「産業廃棄物保管施設届出書」を提出し、「堺市産業廃棄物保管届受理書」の写しを局に1部提出すること。また、業務の履行終了までに堺市環境局環境保全部環境対策課へ「産業廃棄物保管施設届」の「廃止届」を提出し、「堺市産業廃棄物保管届受理書（廃止）」の写しを局に1部提出すること。なお、堺市環境局環境保全部環境対策課への提出時期等について、事前に局と調整を行うこと。
- ⑥ 受注者は、「堺市循環型社会形成推進条例」に基づき、産業廃棄物の処理に関して、帳簿を備え必要事項を記載し、管理・保存すること。

2. 建設発生土の処分について

- ① 受注者は、建設発生土受入契約書（または見積書）の写しを業務計画書に添付すること。
- ② 受注者は、処分完了後速やかに処分（受入）を証明する本証と写しを局に提出すること。

1-25 特定調達品目の使用

受注者は、資機材の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能等を確保しつつ、堺市グリーン調達基本方針（最新版）に基づき、堺市グリーン調達方針（最新年度版）に定められた特定調達品目を積極的に使用するものとする。

1-26 架空線の防護措置について

受注者は、監督員との協議の結果、架空線の防護管取付が必要と認められた場合、防護措置を防護管施工会社に依頼すること。詳細については、監督員の指示に従うこと。

1-27 支給材料

1. 支給材料は、局の設計単価に落札率を掛けた「調査修繕業務契約単価表」に記載されていない材料であり、配水管及び給水管材料（ ϕ 75 以上）、弁栓類一式（ ϕ 75 以上）、弁栓ボックス類（止水栓ボックス、量水器ボックスは除く）、エアーバッグ（ ϕ 75～ ϕ 150）等である。
2. 支給材料は、局が指示する場所（上下水道局本庁舎資材倉庫、南部区域資材置場等）で支給する。なお、運搬費については別途計上しない。

1-28 調達材料

1. 本業務での使用材料は、上記支給材料を除き受注者が調達することとする。（以下「調達材料」という。）
2. 履行終了時において、不要となった調達材料は受注者の責任において処理することとする。

1-29 機器材の調達

受注者は、自己の責任において業務に必要な機器材、各種作業服、靴、手袋、ヘルメット等及び受付業務等に必要な事務用品、住宅地図等を調達するものとする。なお、必要な機器材の例については、別表2「機器材リスト」に掲載している。

1-30 貸与品等

1. 本業務の履行にあたり、建築副産物の一時保管場所局所有地の鍵、配管図及び給水戸番図一式を貸与する。受注者は、業務履行開始までに借用書を作成し、局に提出すること。なお、本業務終了後、貸与品は速やかに返却すること。
2. 道路敷修繕業務作業責任者、道路敷調査業務従事者及び敷地内調査修繕作業責任者には、従事者証を発行する。受注者は、業務履行開始までに調査修繕業務従事者証交付申請書を作成し、従事者の写真（縦3cm×横2.4cm程度のもの）を添えて、局に提出すること。なお、本業務終了後、従事者証は速やかに返却すること。

1-31 施工パッケージ型積算方式を適用した代価表の使用機械について

施工パッケージ型積算方式を適用した代価表の使用機械については、現場における使用を指定したものではなく、任意で現場状況に適した機械を使用すること。その場合、設計変更は行わないものとする。

1-32 家屋等の把握

受注者は、修繕作業の着手前に家屋等の把握を行うこと。また、構造物（壁・タイル・土間等）にひび割れ等の傷があれば写真撮影を行うこと。なお、写真撮影する黒板には撮影年月日・所有者または使用者及び家屋所在地・撮影箇所の説明（変状寸法を記入等）の項目を記載すること。

1-33 待機業務

1. 受注者は、道路敷調査班、道路敷修繕班、敷地内班を待機させなければならない。なお、待

機班とは別に修繕班を組織する必要が生じた場合、業務責任者が判断し局からの指示により、特別徵集班を組織する。

2. 待機場所は、堺市内において市内全域を迅速に対応出来るよう配慮された場所とする。なお、待機場所は業務拠点に限らない。
3. 待機業務は、業務計画書で承認された待機場所で行うこととする。ただし、後述する「2-4 業務内容・基本調査（午前 9 時から午後 5 時 30 分）、2-5 業務内容・基本調査（午後 5 時 30 分から翌午前 9 時）、2-6 業務内容・詳細漏水調査、3-4 業務内容、4-4 業務内容」の業務中ににおいてはこの規定によらない。
4. 待機業務の確認は、出勤簿の提出によるものとする。また、局の監督員が待機場所に訪れる場合がある。監督員が確認に訪れた際には、待機状況の確認に協力しなければならない。

1-34 業務の引継ぎ

受注者は、業務の履行開始までに、前年度の受注者が受付を行った調査修繕の予定日時及び調査結果等について、前年度の受注者から業務の引継ぎを受けなければならぬ。また、次年度業務の履行開始までに、次年度の受注者に対して同様に業務の引継ぎを行うこととする。

なお、業務の履行開始は令和 8 年 4 月 1 日 0 時とする。

1-35 単価

単価の考え方は下記のとおりとする。ただし、これにより契約上の拘束力を生じるものではない。

1. 単価

業務基本料（総括業務費）及び業務基本料（受付調整業務費）は間接経費を含む金額とする。

2. 業務基本料（総括業務費）及び業務基本料（受付調整業務費）

① 業務基本料（総括業務費）及び業務基本料（受付調整業務費）は、それぞれの業務にかかる費用とする。

② 総括業務及び受付調整業務を行う為の 1 日の業務費に、それぞれ 3 年間の業務日数を乗じて算出する。

③ 単価は、業務基本料（総括業務費）及び業務基本料（受付調整業務費）それぞれの 3 年間の合計金額を 36 で除した金額とする。

1-36 賃金又は物価の著しい変動に基づく委託代金額の変更

1. 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託代金額が著しく不適当となったときは、発注者と受注者とが協議して委託代金額を変更することができる。
2. 前項による委託代金額の変更は、本市が建設工事に対してインフレスライド条項を適用実施する際に適用する。ただし、単価のうち業務基本料の箇所のみに適用する。インフレスライド条項の適用実施の通知に記載がされている計算方法に準拠して算出を行うが、別紙「積算上の条件について」内で定めている管理費率は変更を行わない。

1-37 重要業務指標（KPI）

受注者は、本市に対して履行期間を通じ、別表 4 「重要業務指標（KPI）」における指標の達成を目標とする。

第2章 道路敷調査

2-1 業務概要

受注者は、道路敷及び敷地内の維持修繕範囲（別図1参照）における水道施設等の異常及び給水異常に備えて待機し、通報時においては迅速に調査をし、報告書の作成を行う。また、修繕作業が必要になる場合、必要な情報収集、二次災害防止作業等を行う。

2-2 業務時間

24時間業務とする。

2-3 業務体制

1. 「1-9 業務責任者」に示す業務責任者が業務を統括し、道路敷調査班の体制は、午前6時から午後10時は調査1班2名以上の2交代制、午後10時から翌午前6時における時間帯は道路敷調査班（受付調整従事者）1名以上とし調査・修繕作業時は追加で緊急招集し2名以上で漏水調査等を行う。
2. 道路敷調査業務は班体制で行うこととし、標準的な1班当たりの構成要員の内訳は、作業責任者1名、作業員1名とする。
3. 体制変更
 - ① 道路敷調査班の体制変更は、事前に局と協議のうえ、速やかに届出することとする。
 - ② 受注者は、体制変更に伴う業務計画書、その他提出書類等の変更及び追加に関して、速やかに届出することとする。
 - ③ 局は、道路敷調査班の調査精度及び調査依頼者や近隣住民への対応等において、十分な業務成果が得られていないと判断した場合には、受注者に必要な措置を求めることがあり、受注者はその求めに応じなければならない。

2-4 業務内容・基本調査（午前9時から午後5時30分）

1. 調査等業務の受付調整

業務責任者及び受付調整従事者は、業務拠点において、漏水通報、給水異常通報及び道路陥没通報等に対して受付を行う。調査依頼は、依頼者から直接連絡が入る場合のほか、お客様センターや局より伝達され、業務責任者または受付調整従事者は、依頼者と依頼内容等について確認を行い、内容を精査したうえで、必要に応じて道路敷調査班に調査指示を行う。調査受付は電話、FAX及び電子メール等を使用して行う。

2. 基本調査（午前9時から午後5時30分）

- ① 道路敷調査班は、業務責任者の指示から概ね30分以内に現場に到着し、漏水量、道路状態及び交通影響等の状況確認を行う。なお、交通事情等により遅れる場合には到着時間はこの限りではない。
- ② 現場到着後は、保安器具（カラーコーン等）の設置及び水はけ確保等の二次災害防止策を速やかに行い、局からの指示があった場合、交通誘導警備員を直ちに派遣させる。
- ③ 道路敷調査班は、維持修繕範囲（道路敷及び敷地内）において、音聴棒と漏水探知機を使用した漏水調査を行い漏水箇所及び漏水量の特定を行う。

- ④ 別表3「現地調査の判断目安」を基準に緊急工事の必要性を判断するための情報収集を行い、漏水緊急度の判定を行う。
 - ⑤ 道路敷調査班は、業務責任者へ現場状況を報告し緊急工事の実施有無について指示を受ける。報告内容は、漏水箇所、漏水量、敷地内掘削の許可有無、敷地内の施工方法、量水器付近の管種、工事案内配布の必要有無、交通誘導警備員の配置、漏水緊急度等である。
 - ⑥ 道路敷調査班は、現場状況によりボーリングバーを用いた調査や簡易対応が必要な場合は業務責任者に確認の上、実施有無について指示を受ける。
 - ⑦ 道路敷調査班は、業務責任者からの要請に応じて高機能携帯電話（スマートフォン）等で現場状況等を撮影し、業務責任者と画像及び動画等の情報を共有できるアプリケーション等を使用し、情報の共有を図ること。
 - ⑧ 道路敷調査班は、漏水調査のほか採水、残留塩素濃度測定・濁度色度測定等の漏水に付随する業務を併せて行うことがある。また、採水した水については業務責任者から直接配水管理センターへ持ち込みを指示する場合がある。
 - ⑨ 道路敷調査班は、調査依頼者へ説明、近隣住民や近隣店主等から施工可能な日時の聞き取り、施工日時の調整、及び近隣住民へ広報を行う。
 - ⑩ 道路敷調査班は、水道施設が破損し道路が冠水している等の緊急を要する場合において、局からの指示を受けた上で、仕切弁閉止作業を行う。
 - ⑪ 道路敷調査班は、業務責任者より修繕指示を受けた場合には、現場において、安全確保等の業務を監督員等の到着まで継続して行い、監督員等の到着後に現場の引継ぎを行う。
 - ⑫ 緊急を要する場合は、業務責任者の判断に基づき簡易修繕（ $\phi 25$ 以下のすべての管種の継手接合含む）または応急止水処置を行う。
 - ⑬ 上記のほか、給水異常の原因の調査や維持修繕範囲外における簡易な調査や状況に応じた対応、不明管や水道管の確認等の調査及び埋設水道管の明示作業を行う。
3. 完了報告
- 道路敷調査班は、現場より業務責任者へ報告を行い、速やかに報告書等の提出を行う。
4. その他
- 道路敷調査班は、業務責任者の指示により近隣住民への工事ビラの作成・配布等、調査修繕業務に付随するその他の業務を併せて行わなければならない。

2-5 業務内容・基本調査（午後5時30分から翌午前9時）

1. 受付調整

午後5時30分から午後10時および午前6時から午前9時までの時間帯においては道路敷調査班、午後10時から翌午前6時においては道路敷調査班（受付調整従事者）が業務責任者に代わり、漏水通報、給水異常通報及び道路陥没通報等をお客様センターから電話で受付調整を行うことができるものとする。

2. 基本調査（午後5時30分から翌午前9時）

2-4-2 基本調査（午前9時から午後5時30分）②～④、⑥～⑬に追加して次の業務を行う。

- ① 道路敷調査班は、お客様センター等からの連絡から概ね30分以内に現場に到着し、漏水量、道路状態及び交通影響等の状況確認を行う。なお、交通事情等により遅れる場合には到着時間はこの限りではない。

- ② 道路敷調査班は、緊急を要する場合において、直ちに業務責任者へ現場状況を報告し、緊急工事の実施有無について指示を受ける。報告内容は、漏水箇所、漏水量、管種口径、断水の有無、近隣環境、交通誘導警備員の配置等である。
- ③ 道路敷調査班は、業務責任者より修繕指示を受けた場合には、特別徴集班を組織すると共に交通誘導警備員の緊急呼出しの手配を速やかに行う。なお、現場状況等により交通誘導警備員の手配のみを指示する場合がある。
- ④ 道路敷調査班は、午前7時～午前9時の敷地内調査修繕に関する通報については、敷地班の予定を確認し、調整を行う。

3. 完了報告

道路敷調査班は、緊急を要する場合は現場より業務責任者へ報告を行い、緊急を要しない場合は、翌朝に業務責任者へ報告を行う。また、報告書等の提出は速やかに行う。

2-6 業務内容・詳細漏水調査

基本調査により漏水箇所が不明な場合には、局からの指示に基づき詳細漏水調査を実施し、漏水箇所の特定を行う。なお、詳細漏水調査は、基本調査の道路敷調査班とは別の体制で業務を行ってもかまわない。

1. 受付調整

業務責任者は、局から詳細漏水調査指示を受付する。受付時には、速やかに調査を行えるよう局と調査日時の調整を行う。

2. 詳細漏水調査

- ① 詳細漏水調査は、音聴調査等による漏水音（漏水疑似音）箇所を、ボーリングバーまたは相関式漏水探知装置を用いて再調査し、漏水箇所を特定する作業である。なお、本作業実施には、地下埋設物に損傷を与えないように十分留意することとする。
- ② 詳細漏水調査は、調査助手により行うこととする。
- ③ 調査助手は、漏水調査及び管路探知等の作業を習熟し、実務経験が3年以上の者とする。

3. 報告

調査後は、調査結果を業務責任者へ報告を行い、報告書を速やかに提出する。

2-7 作業責任者

1. 受注者は、道路敷調査において現場を統括する作業責任者を現場に常駐させることとする。
2. 作業責任者は、水道法に規定する給水装置工事主任技術者の資格を取得している者とする。
3. 作業責任者は、水道施設等の調査や修繕に関し豊富な知識を有し、漏水調査及び管路探知等の作業の実務経験3年以上の者とする。
4. 作業責任者は、修繕に関する法令上の規定、修繕材料及び修繕技術に関する知識の向上に努めなければならない。
5. 作業責任者は、現場内における風紀を取り締まり、近隣住民に迷惑を掛けないよう業務従事者を指導し、本仕様内容を熟知させることとする。
6. 作業責任者は、現場における施工・安全管理等に関する一切の事項を処理するとともに、

業務責任者及び監督員と緊密な連絡を取り、調査の円滑、迅速な進行を図ることとする。

7. 作業責任者は、やむを得ず現場から一時離れるときは、業務責任者または監督員に連絡した上で、職務を代行する者を駐在させることとする。

2-8 業務の注意事項

1. 道路敷調査班は、受注者が用意した腕章及び名札を着用し、局が貸与する従事者証を携行することとする。
2. 各道路敷調査班は、互いに業務の引き継ぎを行い、それぞれの業務結果を把握しなければならない。
3. 調査指示は、通報内容等により局の判断で行わない場合がある。
4. 維持修繕範囲（敷地内）の取扱いは、局の判断に従うことが原則であるが、基本的な取扱いは、漏水通報時において、道路敷漏水か敷地内漏水か判断不可の場合には、維持修繕範囲（道路敷）と併せて道路敷調査班で行うこととし、通報時に敷地内漏水であると判断可能な場合には、維持修繕範囲（敷地内）の調査を敷地内班にて行う。なお、敷地内班を派遣した現場については原則、道路敷調査班を重複派遣しないものとする。
5. 調査関連作業（基本調査、調査（敷地内）、簡易対応、影響調査）については、1案件において、調査関連作業のいずれかを1回適用することを基本とする。

2-9 機器材

調査現場へ常備する機器材は、別表2「機器材リスト」の常備区分とおりとし、日頃から保守点検を行うこととする。

2-10 提出書類

1. 受注者は、次に掲げる書類を整理し内容を確認後、翌朝局に提出しなければならない。なお、様式は事前に局の承認を得ることとする。
 - ① 日報（指示番号、調査件数、調査場所、調査時間、業務内容、緊急度、調査指示から現場到着に要した時間等を一覧で整理したもの）
 - ② 調査報告書
 - ③ 写真
 - ④ 修繕報告書（簡易修繕・応急止水処置を行った場合に提出）
2. 受注者は、その他局が指示した書類を提出することとする。

2-11 単価

単価の考え方は下記のとおりとする。ただし、これにより契約上の拘束力を生じるものではない。

1. 単価

労務費単価は間接経費を含む金額とする。ただし、業務基本料における待機料（午後10時から翌午前6時における道路敷調査班（受付調整従事者）を含む）は、一般管理費等率分のみを含む金額とする。

2. 業務基本料（道路敷調査班待機料）

- ① 業務基本料（道路敷調査班待機料）は道路敷調査班の待機料である。

② 道路敷調査班の待機料は、道路敷調査班及び道路敷調査班（受付調整従事者）が1日の業務を行うために必要な労務費を算出し、これに5分の3、及び待機率を乗じた金額とする。待機率とは、業務時間に占める待機時間の割合とする。3年間の待機料は、1日当りの待機料に業務日数を乗じて算出する。なお、道路敷調査班の待機時間は表-2-1のとおりとする。

表-2-1 道路敷調査班の待機時間

	平日・休日 (午前6時～午後2時)	平日・休日 (午後2時～午後10時)	平日・休日 (午後10時～翌午前6時)
道路敷調査班	2名×1班	2名×1班	
道路敷調査班 (受付調整従事者)			1名
待機時間 (1日当り)	5. 1時間	5. 9時間	7時間

③ 単価は、業務基本料（道路敷調査班待機料）の3年間の合計金額を36で除した金額とする。

2-12 精算方法

- 精算は、受注者から提出される報告等に基づき局が行う。
- 使用単価は、局の設計単価に落札率を掛けた「調査修繕業務契約単価表」による。
- 業務指示時間により、基本調査（午前6時から午後10時）と簡易対応（午前6時から午後10時）、影響調査（午前6時から午後10時）、基本調査（午後10時から翌午前6時）、簡易対応（午後10時から翌午前6時）、影響調査（午後10時から翌午前6時）を区分する。
- 簡易修繕・応急止水処置を行った場合の精算方法は、「3-19 精算方法」による。

2-13 業務の予定数量

業務の予定数量を表-2-2にまとめた。なお、予定数量であるため増減がある。

表-2-2 道路敷調査の予定数量

年 度	細 目	予定数量
令和8年度	業務基本料（道路敷調査班待機料）	12か月
	基本調査（午前6時から午後10時）	800件
	基本調査（午後10時から翌午前6時）	30件
令和9年度	業務基本料（道路敷調査班待機料）	12か月
	基本調査（午前6時から午後10時）	800件
	基本調査（午後10時から翌午前6時）	30件
令和10年度	業務基本料（道路敷調査班待機料）	12か月
	基本調査（午前6時から午後10時）	800件
	基本調査（午後10時から翌午前6時）	30件

第3章 道路敷修繕

3-1 業務概要

受注者は、道路敷及び敷地内の維持修繕範囲（別図1参照）における水道施設等の漏水通報等に備えて待機し、通報時には迅速に漏水箇所の修繕及び報告書の作成、修繕資材の管理等を行う。

3-2 業務時間

24時間業務とする。

3-3 業務体制

1. 「1-9 業務責任者」に示す業務責任者が業務を統括し、道路敷修繕班の標準的な業務体制は、表-3-1 とする。
2. 昼間の業務は待機による体制とし、夜間の業務は緊急呼出しによる体制で業務を行う。
3. 道路敷修繕業務は班体制で行うこととし、標準的な1班当たりの構成要員の内訳は、作業責任者1名、配管工1名、運転手1名、作業員2名とする。ただし、特別徴集による構成要員は、その都度指示する場合がある。
4. 受注者は、局が特別徴集による体制を求めた場合には、速やかに体制を組織しなければならない。
5. 受注者は、2班以上の特別徴集班を届出することとする。
6. 業務責任者は現場状況を判断し、簡易修繕を指示する場合がある。簡易修繕の標準的な1班当たりの構成要員の内訳は、配管工1名、作業員1名とするが、業務責任者より別途指示を行う場合がある。
7. 体制変更
 - ① 受注者の都合により待機班の体制を変更する場合には、速やかに届出なければならない。
 - ② 増班等の体制変更が生じた場合には、業務計画書及びその他提出書類の変更及び追加を行うこととする。
 - ③ 受注者は、体制の変更の都度「産業廃棄物保管施設届出書」の変更届を作成し、堺市環境局環境保全部環境対策課に速やかに提出すること。また、局に「堺市産業廃棄物保管届出書（変更）」の写しを1部提出すること。
 - ④ 調査修繕業務に伴う依頼者や近隣住民への対応等に著しく不備がある場合や、指示に従わず業務が履行できないと判断される場合には、局は受注者に必要な措置を求めることがあり、受注者はその求めに応じなければならない。

表-3-1 道路敷修繕班の標準的な業務体制

月 日 役割	平日	土曜日	日祝日	12月29日 ～31日	1月1日 ～3日
道路敷修繕班 (昼間)	2班以上	1班以上	1班以上	2班以上	1班以上
特別徴集班 (昼間・夜間)	適時編成				

3-4 業務内容

1. 受付調整

業務責任者は、業務拠点において、維持修繕範囲における修繕指示を行う。修繕指示は電話、FAX及び電子メール等を使用して行う。

2. 修繕

- ① 道路敷修繕班は、業務責任者の指示から下記時間内に修繕場所へ到着しなければならない。
 - (1) 待機班は、概ね45分以内に到着すること。
 - (2) 特別徴集班は、業務責任者の指示から速やかに到着すること。ただし、局が事前に日時指定をした場合には、指示日時に到着すること。
- ② 道路敷修繕班は、業務責任者の指示により、近隣への広報及び挨拶を行う。
- ③ 道路敷修繕班は、業務責任者から掘削範囲や修繕方法等の指示を受け水道施設等の修繕を行う。
- ④ 敷地内掘削後にモルタル復旧を行った場合には、状況により敷き鉄板等を使用して復旧箇所の養生を行うこととする。
- ⑤ 修繕完了後は、受注者の責任のもと水を用意し、道路洗い等の現場清掃を行う。
- ⑥ 修繕作業のほか、他工事で発見された残置管撤去を行う場合がある。
- ⑦ 道路敷修繕班は、業務責任者からの要請に応じて高機能携帯電話（スマートフォン）等で現場状況等を撮影し、業務責任者と画像及び動画を共有できるアプリケーション等を使用し、情報の共有を図ること。

3. 完了報告

道路敷修繕班は、業務責任者へ修繕の完了報告を速やかに行う。

4. その他

道路敷修繕班は、業務責任者の指示により、修繕工事の事前調査、近隣住民への工事ビラの作成・配布等、調査修繕業務に付随するその他の業務を併せて行わなければならない。

3-5 作業責任者

- 1. 受注者は、修繕現場を統括する作業責任者を現場に常駐させることとする。
- 2. 作業責任者は、給水装置工事主任技術者の資格を取得している者とする。
- 3. 作業責任者は、水道施設等の修繕に関し豊富な知識を有する者とする。
- 4. 作業責任者は、修繕に関する法令上の規定、修繕材料及び修繕技術に関する知識の向上に努めなければならない。
- 5. 作業責任者は、現場内における風紀を取り締まり、近隣住民に迷惑を掛けないよう業務従事者を指導し、本仕様内容を熟知させることとする。
- 6. 作業責任者は、修繕現場における施工・安全管理等に関する一切の事項を処理するとともに、業務責任者及び監督員と緊密な連絡を取り、修繕の円滑、迅速な進行を図ることとする。
- 7. 作業責任者は、やむを得ず現場から一時離れるときは、業務責任者または監督員に連絡した上で、職務を代行する者を駐在させることとする。

3-6 資格要件

各班は、以下の要件を全て満たさなければならない。

1. 配管工は、水道施設等の修繕作業について相当の経験と技術を有する者とし、耐震継手管の施工に当っては日本水道協会、日本ダクタイル鉄管協会または、鋳鉄管メーカー等が実施している耐震継手管の技術講習会を受講した者とする。配水用ポリエチレン管の施工においては配水用ポリエチレンパイプシステム協会の配管施工講習会または、同等のメーカー講習会を受講した者とする。
2. 石綿修繕に対応するため、石綿作業主任者を設置しなければならない。また、選任した石綿作業主任者の石綿作業主任者技能講習修了証の写し（平成 18 年 3 月 31 日までに特定化学物質等作業主任者技能講習を受講した者においては、特定化学物質作業主任者技能講習修了証の写しで可。）を局に提出すること。

3-7 安全管理

1. 保安施設の設置及び交通整理等は、受注者の責任において行い、業務に着手すること。
2. 受注者が修繕場所に派遣する交通誘導警備員は、交通誘導警備員 B 2 名を標準とする。また、現場までの移動に要する費用は別途計上しない。
3. 受注者は、緊急修繕への対応の為、待機班 1 班分の交通誘導警備員 2 名を待機させることとする。なお、待機班が 2 班の平日、年末において、修繕班 1 班が修繕を行う場合、残りの待機班 1 班分の交通誘導警備員 2 名の待機は局が指示を行った上で実施する。
4. 片側規制や通行止め等の交通規制方法は、業務責任者の指示に従うこととする。
5. 業務責任者は交通誘導警備員の増員等（規制車の配備を含む。）の判断を行い、局と事前に協議すること。
6. 受注者は、交通誘導警備員に対して、現場における作業に問題が発生しないよう指導しなければならない。
7. 大阪府公安委員会告示（令和 2 年 10 月 1 日第 100 号）に掲げる路線・区間については、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第 1 条第 4 号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員または二級検定合格警備員（交通誘導警備員 A）を 1 名以上配置しなければならない。「交通誘導警備員 A」として従事する者は「交通誘導警備検定合格証(写し)」を携行し、監督員から確認を求められた場合は掲示しなければならない。（交通誘導警備員 B：交通誘導警備員 A 以外の交通の誘導に従事するもの）
8. 局から 2 次災害防止等のため交通誘導警備員配置の指示があった場合、受注者は、直ちに派遣すること。

3-8 道路交通の安全対策

道路交通の安全対策として、より一層運転者のモラル・マナー（速度規制等の法令順守、歩行者に配慮した注意走行等）の向上を図るため、10t 級以上のダンプトラック等（土砂・ガラ等の運搬車、アスファルト合材・碎石等の搬入車すべて対象）に工事用車両幕を作成し取り付けること。

なお、工事用車両幕の仕様については、別紙「積算上の条件について」内にある「工事用車両幕の仕様について」のとおりとする。

3-9 工事看板

受注者は、工事看板について、別紙「積算上の条件について」内にある「工事看板記載例」に基づき作成するものとし、監督員の承認を得るものとする。

3-10 業務の注意事項

1. 作業責任者は、受注者が用意した腕章及び名札を着用し、局が貸与する従事者証を携行することとする。
2. 業務責任者は、局が凍結工事及び不断水式簡易仕切弁等設置工事を指示した場合には、速やかに施工日時の調整を行うこととする。
3. 維持修繕範囲（敷地内）における修繕において、業務責任者の判断により、道路敷修繕班に指示する場合がある。
4. 維持修繕範囲（道路敷）における修繕について、業務責任者の判断により、敷地内班に指示する場合がある。
5. 現場状況等の理由で、局の判断により、修繕指示を行わない場合がある。
6. 受注者は、本業務の履行にあたり、依頼者と金銭の受け渡しを行ってはならない。
7. 修繕は原則、平日午前9時～午後5時30分で行うものとする。
8. 土曜日・日祝日・1月1日から3日の修繕作業については、道路修繕班1班は緊急対応の待機を基本としている。ただし、相当な理由がある場合は、この限りではない。なお、修繕作業を実施する場合は、緊急時に対応できるように特別徴集班を編成できるように準備しておくこと。
9. 道路敷修繕班は、修繕に備えて常時、常温合材を確保すること。

3-11 修繕作業

1. 業務責任者は、修繕方法及び修繕範囲を現場状況に応じて決定し、事前に局と協議することとする。
2. 修繕作業は、配水管切断による修繕等を除き、配水管を断水せずにを行うことが基本である。なお、断水作業の有無は監督員の判断による。
3. 受託修繕では、掘削及び埋戻しを起因者が行うことがある。
4. 道路を横断して掘削を行う場合は、敷き鉄板を使用して片側交互通行での施工とする。また、幹線道路等を横断して掘削を行う場合は、分割施工（掘削、布設、埋戻し、復旧を車線毎に行う）による方法とする。

3-12 作業の注意事項

1. 道路敷修繕班は、敷地内への立入り及び敷地内掘削において、依頼者等の許可を得なければならない。
2. 道路敷修繕班は、外壁及び石張りやタイル張り等の床の取壊し、木々の伐採等について、依頼者等から許可を得ることとし、取壊しや伐採後の復元は依頼者において復元すべきである旨を説明しなければならない。
3. 道路敷修繕班は、掘削時において、地下埋設物及び植木等に損傷を与えないように十分注意しなければならない。
4. 受注者は、第三者の所有物等に損害を与えた場合には、受注者の責任で処理しなければなら

ない。

5. 受注者は、万一事故が発生した場合には速やかに局に連絡し、遅滞なく書面により報告しなければならない。
6. 道路敷修繕班は、常に修繕現場における機器材等の整理整頓を心掛けなければならない。
7. 局の判断により、モルタルやタイル等を取壊さずに給水管の接合替を指示する場合がある。
8. 道路敷修繕班は、漏水に伴う赤水等の発生に対して行う洗管用器具設置（別表2「機器材リスト」参照）及び洗管作業について、局の判断に従い行うこととする。
9. 道路敷修繕班は、モルタル等の取壊しをカッターカット及びチス・タイル用ノミ等により行い、取壊し範囲は修繕に要する最小範囲とする。
10. 道路敷修繕班は、エアーバッグ止水工法による施工において、局が貸与する機器材を使用して施工することとする。

3-13 舗装切断時に発生する排水の処理

舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、産業廃棄物（汚泥）であり、関係機関等と協議の上、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正に処理すること。

3-14 撤去管の処分

撤去管は、適正に処分したことを証明する書類等を監督員に提出しなければならない。

3-15 埋戻し及び舗装道路仮復旧

1. 受注者は、原則、海砂及び鉱さいを使用して埋戻しを行うこと。ただし、受注者の都合で使用材料を変更する場合、事前に局と協議すること。また、使用材料の変更により、契約単価の変更は行わない。
2. 舗装道路仮復旧は再生加熱アスファルト合材を使用して施工すること。
3. 上記1及び2の材料について、購入伝票を毎月に局に提出すること。

3-16 車両編成及び機器材

各道路敷修繕班は、迅速に修繕作業を完了するため、車両編成及び機器材を以下のとおり備えて修繕作業を行うこととする。

1. 1班当たりの想定車両編成は、機器材車両及び残土等運搬車両（トラック2t・1台、ダンプトラック2t・2台、ダンプトラック3t・1台）とする。
2. 車両編成は、修繕内容や修繕環境等により、局が認めた場合にはこの限りではない。
3. 修繕現場へ常備する機器材は、別表2「機器材リスト」の常備区分とおりとし、日頃から保守点検、消耗品の在庫管理を行うこととする。
4. 常備機材は、迅速な施工を行うために必要な機材であるため、常備することの重要性を認識し、特に給水管材料や空気圧縮機（コンプレッサー）等について常備するよう努めなければならない。

3-17 提出書類

1. 受注者は、原則として業務完了日の翌日に次に掲げる書類を整理し内容を確認後、局に提出すること。なお、様式は事前に局の承認を得ることとする。

- ① 修繕報告書（戸番図添付、使用材料、使用工種、施工図等を記載）
 - ② 写真
2. 受注者は、その他局が必要とする書類を提出すること。

3-18 単価

単価の考え方は、下記のとおりとする。ただし、これにより契約上の拘束力を生じるものではない。

1. 単価

材料費単価及び労務費単価は、間接経費を含む金額とする。ただし、業務基本料における待機料は、一般管理費等率分のみを含む金額とする。

2. 業務基本料（道路敷修繕班待機料）

① 業務基本料（道路敷修繕班待機料）は、道路敷修繕班の待機料である。

② 道路敷修繕班の待機料は、道路敷修繕班が1日の業務を行うために必要な労務費を算出し、これに5分の3、及び待機率を乗じた金額とする。待機率とは、業務時間に占める待機時間の割合とする。3年間の待機料は、1日当りの待機料に業務日数を乗じて算出する。なお、道路敷修繕班の待機時間は表-3-2のとおりとする。

表-3-2 道路敷修繕班の待機時間

	平日 (午前9時～午後5時30分)	土曜・日祝・年始 (午前9時～午後5時30分)	年末 (午前9時～午後5時30分)
道路敷修繕班	5名×2班	5名×1班	5名×2班
待機時間 (1日当り)	1. 9時間	3. 7時間	3. 7時間

③ 単価は、業務基本料（道路敷修繕班待機料）の3年間の合計金額を36で除した金額とする。

3. 特別徴集基本料

① 特別徴集基本料は、局からの要請により待機班とは別に特別徴集班を組織するためにかかる費用とする。

② 特別徴集基本料（通常）単価は、特別徴集班が平日昼間に業務を行うために必要な労務費（間接経費を含む）を算出し、これに10分の1を乗じた金額とする。

③ 特別徴集基本料（緊急）単価は、特別徴集班が平日昼間に業務を行うために必要な労務費（間接経費を含む）を算出し、これに10分の2を乗じた金額とする。

④ 特別徴集基本料（夜間）単価は、特別徴集班が平日昼間に業務を行うために必要な労務費（間接経費を含む）を算出し、これに10分の3を乗じた金額とする。

⑤ 局が特別徴集班の要請を前日までに行う場合において、特別徴集基本料（通常）を計上し、当日の要請については特別徴集基本料（緊急）を計上し、特別徴集班の勤務時間が深夜時間帯（午後10時から翌午前5時）を含む場合は特別徴集基本料（夜間）を計上する。

（1）特別徴集班の修繕現場勤務時間が深夜時間帯（午後10時から翌午前5時）にかかり、当該特別徴集班の総勤務時間に占める深夜時間帯の割合が50%以上の場合

- (2) 深夜時間帯をまたいだ場合
 (3) 勤務開始時間が深夜時間帯の場合
- ⑥ 特別徴集基本料は、1班の徴集に対して1日当り1回計上する。
- ⑦ 特別徴集基本料（通常）は、局が特別徴集班の要請を前日までに行う場合において、当日の特別徴集班による修繕業務の実施有無を問わず、1班の徴集に対して1日当り1回を計上する。
4. 道路敷修繕班（派遣のみ）

修繕指示による現地到着後、修繕作業を伴わず派遣のみで現場を終えた際は、平日昼間に業務を行うために必要な5名分の道路敷修繕班の労務費（間接経費を含む）に10分の2を乗じた金額を計上する。ただし、簡易修繕指示の場合、平日昼間に業務を行うために必要な2名分の道路敷修繕班の労務費（間接経費を含む）に10分の2を乗じた金額を計上する。

3-19 精算方法

- 精算は、監督員の確認を受けた受注者が作成する作業内容報告等に基づき、局が行う。
- 精算方法は、別紙「積算取扱書」により積算し、精算する。
- 使用単価は、局の設計単価に落札率を掛けた「調査修繕業務契約単価表」による。

3-20 業務の予定数量

業務の予定数量を表-3-3にまとめた。なお、予定数量であるため増減がある。

表-3-3 道路敷修繕の予定数量

年 度	細 目	予定数量
令和8年度	業務基本料（道路敷修繕班待機料）	12か月
	修繕件数（昼間：平日）	645 件
	修繕件数（昼間：休日）	100 件
令和9年度	業務基本料（道路敷修繕班待機料）	12か月
	修繕件数（昼間：平日）	645 件
	修繕件数（昼間：休日）	100 件
令和10年度	業務基本料（道路敷修繕班待機料）	12か月
	修繕件数（昼間：平日）	645 件
	修繕件数（昼間：休日）	100 件

第4章 敷地内調査修繕

4-1 業務概要

受注者は、道路敷及び敷地内の維持修繕範囲（別図1参照）における給水装置等からの漏水通報等に備えて待機し、通報時には迅速に漏水箇所の調査及び給水装置等の修繕、精算書類の作成、統計処理、修繕資材の管理等を行う。

4-2 業務時間

午前9時から午後5時30分までとする。

4-3 業務体制

1. 「1-9 業務責任者」に示す業務責任者が業務を統括し、敷地内班の標準的な業務体制は、表-4-1とする。平日における敷地内班の班数は4班以上とするが、業務量に応じて局と協議の上増減を行える。ただし年間平均4班以上の体制を維持することとする。
2. 敷地内調査修繕業務は、班体制で行うこととし、標準的な1班当たりの構成要員の内訳は、作業責任者1名、作業員1名とする。
3. 敷地内調査修繕業務の従事者は、各種水道管の修繕作業について相当の経験と技術を有する者とする。
4. 受注者は、局が特別徴集による体制を求めた場合には、速やかに体制を組織しなければならない。
5. 体制変更
 - ① 受注者は、凍結等の漏水多発時において、局からの指示に基づき、増班の体制変更を行うこととする。
 - ② 敷地内班の体制変更は、事前に局と協議のうえ、速やかに届出することとする。
 - ③ 増班等の体制変更が生じた場合には、業務計画書及びその他提出書類の変更、追加を行うこととする。
 - ④ 調査修繕業務に伴う依頼者や近隣住民への対応等に著しく不備がある場合や、指示に従わざ業務が履行できないと判断される場合には、局は受注者に必要な措置を求めることがあり、受注者はその求めに応じなければならない。

表-4-1 敷地内班の標準的な業務体制

月 日 役割	平日	土曜日	日祝日	12月29 日～31日	1月1日 ～3日
敷地内班	4班以上	2班以上	2班以上	2班以上	2班以上
特別徴集班	適時編成				

4-4 業務内容

1. 受付調整

業務責任者及び受付調整従事者は、業務拠点において、維持修繕範囲における給水装置等からの漏水通報等に対して、調査修繕の受付を行う。

- ① 調査修繕の依頼は、依頼者から直接連絡が入る場合のほか、お客様センターや局より電話、FAX 及び電子メール等で伝達される。業務責任者及び受付調整従事者は、依頼者と依頼内容等について確認を行い、原則、依頼者に調査及び修繕作業時の注意事項等を説明したうえで、訪問日時の調整を行う。
- ② 水道メーター検針時に配布される「漏水の可能性があることを記載した案内」により、お客様から調査依頼を受ける場合がある。その際には、お客様から漏水状況を聞き取りし、漏水箇所が不明である場合において、お客様に調査及び修繕作業時の注意事項等を説明したうえで、調査の受付を行う。

2. 調査業務

- ① 敷地内班は、依頼者と調整した日時に現場へ到着し、漏水量等の状況確認を行う。
- ② 現場到着後は、必要に応じて、保安器具の設置及び水はけ確保等の二次災害防止策を行う。
- ③ 敷地内班は、音聴棒等を使用した漏水調査により、漏水箇所及び漏水量の特定を行う。調査範囲は、維持修繕範囲（敷地内）における給水装置等とする。ただし、建物内等の維持修繕範囲（敷地内）外において漏水していることが予想される場合には、お客様の希望を確認し維持修繕範囲（敷地内）外においても 30 分程度の簡易な漏水調査（残留塩素確認作業を含む）を併せて行う。
- ④ 漏水箇所が維持修繕範囲（敷地内）であり、敷地内掘削を要する場合には、依頼者及び土地等所有者に対して、掘削や復旧方法について説明し掘削許可を得る。
- ⑤ 漏水箇所が敷地内であるが維持修繕範囲（敷地内）外であると判明した場合には、有料修繕となり、依頼者自身でお知り合いの水道業者へ修繕を依頼して頂くこと等を説明する。
- ⑥ 敷地内班は、業務責任者へ現場状況を報告し修繕方法等について指示を受ける。報告内容は、漏水箇所、漏水量、管種口径、残留塩素の有無、断水の有無、掘削許可の有無、近隣環境等である。その際、敷地内からの漏水であるが道路敷からの掘削による修繕を要する場合には、道路敷修繕班で修繕を行うため、業務責任者より道路敷修繕施工前調整について指示を受ける。また、応急止水処置ができる場合は行い、業務責任者に報告を行う。
- ⑦ 敷地内班は、業務責任者からの要請に応じて高機能携帯電話（スマートフォン）等で現場状況等を撮影し、業務責任者と画像及び動画等を共有できるアプリケーション等を使用し、情報の共有を図ること。

3. 修繕業務

- ① 敷地内班は、調査において維持修繕範囲（敷地内）における漏水が判明した場合には、調査に引き続き給水装置等の修繕を行う。
- ② 漏水に伴う修繕のほか、止水栓不良の修繕等を行う。
- ③ 敷地内掘削後にモルタル復旧を行った場合には、状況により敷き鉄板等を使用して復旧箇所の養生を行うこととする。
- ④ 修繕完了後は、出水確認を行う。
- ⑤ 業務責任者より指示を受けた簡易修繕または簡易対応を行う。

4. 完了報告

敷地内班は、業務責任者へ調査修繕の完了報告を行う。

5. その他

敷地内班は、業務責任者の指示により、修繕工事の事前調査、近隣住民への工事ビラの作成・配布等、調査修繕業務に付随するその他の業務を併せて行わなければならない。

4-5 業務の注意事項

1. 敷地内班は、受注者が用意した腕章及び名札を着用することとする。
2. 作業責任者は、局が貸与する従事者証を携行することとする。
3. 敷地内班は、待機業務時間等の本業務に従事すべき時間内において、有料部分の修繕を行ってはならない。
4. 敷地内班は、有料部分の修繕に対して、お客様から依頼があった場合を除き、こちらから営業行為を行ってはならない。
5. 維持修繕範囲（道路敷）における調査修繕において、業務責任者の判断により、敷地内班に指示することができる。
6. 維持修繕範囲（敷地内）における調査修繕において、業務責任者の判断により、道路敷調査班または道路敷修繕班に指示することができる。
7. 受注者は、本業務の履行にあたり、依頼者と金銭の受け渡しを行ってはならない。
8. 調査修繕作業完了後、作業内容確認書を2部作成し、お客様から署名または押印を頂き、1部をお客様に渡すこととする。

4-6 作業責任者

1. 受注者は、修繕現場を統括する作業責任者を修繕現場に常駐させることとする。
2. 作業責任者は、水道法に規定する給水装置工事主任技術者の資格を取得している者とし、水道施設等の修繕に関し豊富な知識を有する者とする。
3. 作業責任者は、修繕に関する法令上の規定、修繕材料及び修繕技術に関する知識の向上に努めなければならない。
4. 作業責任者は、現場内における風紀を取り締まり、近隣住民に迷惑を掛けないよう業務従事者を指導し、本仕様内容を熟知させることとする。
5. 作業責任者は、修繕現場における施工・安全管理等に関する一切の事項を処理するとともに、業務責任者及び監督員と緊密な連絡を取り、修繕の円滑、迅速な進行を図ることとする。
6. 作業責任者は、やむを得ず現場から一時離れるときは、業務責任者または監督員に連絡した上で、職務を代行する者を駐在させることとする。
7. 局は、作業責任者が本業務の履行に関し著しく不適格と認めるときは、その理由を明示して、受注者に対して必要な措置を求めることができるものとする。

4-7 作業の注意事項

1. 敷地内班は、敷地内への立入り及び敷地内掘削において、依頼者等の許可を得なければならない。
2. 敷地内班は、外壁及び石張りやタイル張り等の床の取壊し、木々の伐採等について、依頼

者等から許可を得ることとし、取壊しや伐採後の復元は依頼者において復元すべきである旨を説明しなければならない。

3. 敷地内班は、掘削時において、地下埋設物及び植木等に損傷を与えないよう十分注意しなければならない。
4. 受注者は、第三者の所有物等に損害を与えた場合には、受注者の責任で処理しなければならない。
5. 受注者は、万一事故が発生した場合には速やかに局に連絡し、遅滞なく書面により報告しなければならない。
6. 敷地内班は、常に修繕現場における機器等の整理整頓を心掛けねばならない。
7. 調査及び修繕業務は、依頼者等の立会の下で行うことを基本とし、敷地内班は依頼者等に対して、調査結果やその後の修繕方法等の説明を十分に行わなければならない。
8. タイル等の取壊し方法は、カッターカット及びタイル用ノミ等により、取壊し範囲は修繕に要する最小範囲とする。
9. 修繕の際、Φ75以上の第一仕切弁などの操作は局相談の上で操作し修繕を行うこと。
10. 止水栓ボックスや量水器ボックスの取替は、局の判断によるが基本的には行わない。

4-8 提出書類

1. 受注者は、日報（班名、住所、依頼者名、業務内容等を一覧で整理したもの）を翌朝に提出しなければならない。
2. 受注者は、原則として次に掲げる書類を毎月7日・14日・21日・末日で締めて整理し内容を確認後、締め日の翌日に提出しなければならない。なお、作業内容報告書は精算作業を含むものとし、作業内容一覧表及び作業内容報告書の様式は事前に局の承認を得ることとする。
 - ① 作業内容一覧表
 - ② 作業内容報告書
 - ③ 作業内容確認書
 - ④ 業務写真
3. 受注者は、局が求めるその他書類を提出することとする。

4-9 単価

単価の考え方は、下記のとおりとする。ただし、これにより契約上の拘束力を生じるものではない。

1. 単価
材料費単価及び労務費単価は、間接経費を含む金額とする。ただし、業務基本料における待機料は、一般管理費等率分のみを含む金額とする。
2. 業務基本料（敷地内班待機料）
 - ① 業務基本料（敷地内班待機料）は敷地内班の待機料である。
 - ② 敷地内班の待機料は、待機班が1日の業務を行うために必要な労務費を算出し、これに5分の3、及び待機率を乗じた金額とする。待機率とは、業務時間に占める待機時間の割合とする。3年間の待機料は、1日当りの待機料に業務日数を乗じて算出する。なお、敷地内班の待機時間は表-4-2のとおりとする。

表-4-2 敷地内班の待機時間

	平日 (午前9時～午後5時30分)	土曜・日祝・年末・年始 (午前9時～午後5時30分)
敷地内班	2名×4班	2名×2班
待機時間 (1日当たり)	2時間	3時間

③ 単価は、業務基本料（敷地内班待機料）の3年間の合計金額を36で除した金額とする。

3. 特別徴集基本料

- ① 特別徴集基本料は、局からの要請により、待機班とは別に特別徴集班を組織するためにかかる費用とする。
- ② 特別徴集基本料（通常）単価は、特別徴集班が平日昼間1日に業務を行うために必要な労務費（間接経費を含む）を算出し、これに10分の1を乗じた金額とする。
- ③ 特別徴集基本料（緊急）単価は、特別徴集班が平日昼間1日に業務を行うために必要な労務費（間接経費を含む）を算出し、これに10分の2を乗じた金額とする。
- ④ 局が特別徴集班の要請を前日までに行う場合において、特別徴集基本料（通常）を計上し、当日の要請については特別徴集基本料（緊急）を計上する。
- ⑤ 特別徴集基本料は、1班の徴集に対して1日当たり1回計上する。
- ⑥ 特別徴集基本料（通常）は、局が特別徴集班の要請を前日までに行う場合において、当日の特別徴集班による修繕業務の実施有無を問わず、1班の徴集に対して1日当たり1回を計上する。

4. 調査費

- ① 調査費は、調査修繕の依頼場所へ敷地内班を派遣し、漏水調査等を行うための費用とする。
- ② 調査費は、敷地内班1班の調査につき1回計上する。ただし、近接場所において連続して業務を行う場合には、後の業務に対して調査費を計上しないことがある。
- ③ 同一の調査修繕場所への調査費の計上は、原則として1回とする。これには、調査と修繕を異なる日に実施した場合等を含む。
- ④ 道路敷調査班の調査結果に基づき敷地内班で修繕を行う際には原則、調査費を計上しない。

4-10 精算方法

1. 受注者は、精算作業が含まれた作業内容報告書を提出する。
2. 局は、作業内容報告書及び写真により確認を行い、修正指示等を行う。
3. 写真確認出来ない材料や掘削工等は、出来高に含めない場合があるが受注者はこれを拒むことはできない。
4. 使用単価は、局の設計単価に落札率を掛けた「調査修繕業務契約単価表」による。

4-11 業務の予定数量

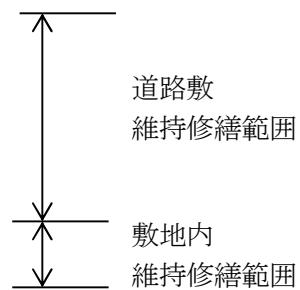
業務の予定数量を表-4-3 にまとめた。なお、予定数量であるため増減がある。

表-4-3 敷地内調査修繕の予定数量

年 度	細 目	予定数量
令和 8 年度	業務基本料（敷地内班待機料）	12 か月
	調査修繕件数（平日）	4000 件
	調査修繕件数（休日）	800 件
令和 9 年度	業務基本料（敷地内班待機料）	12 か月
	調査修繕件数（平日）	4000 件
	調査修繕件数（休日）	800 件
令和 10 年度	業務基本料（敷地内班待機料）	12 か月
	調査修繕件数（平日）	4000 件
	調査修繕件数（休日）	800 件

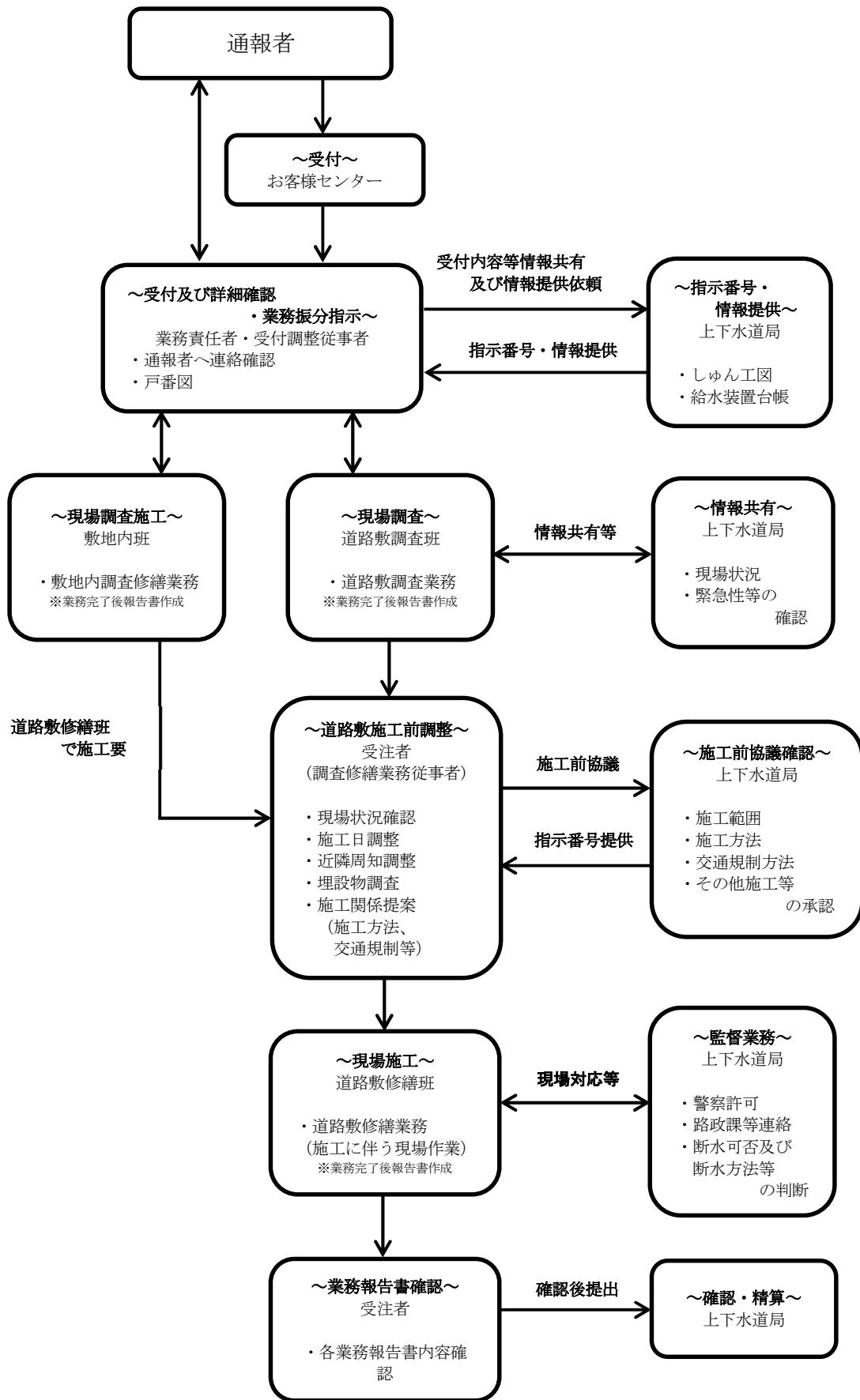
4-12 アンケートへの協力

今後のサービス向上を目的に局がアンケートを実施することがあり、配布に協力をすること。配布方法については敷地内調査修繕業務でお客様を訪問した際に、直接手渡しで配布する。また、配布期間・枚数等配布に関する詳細は局との協議により決定すること。

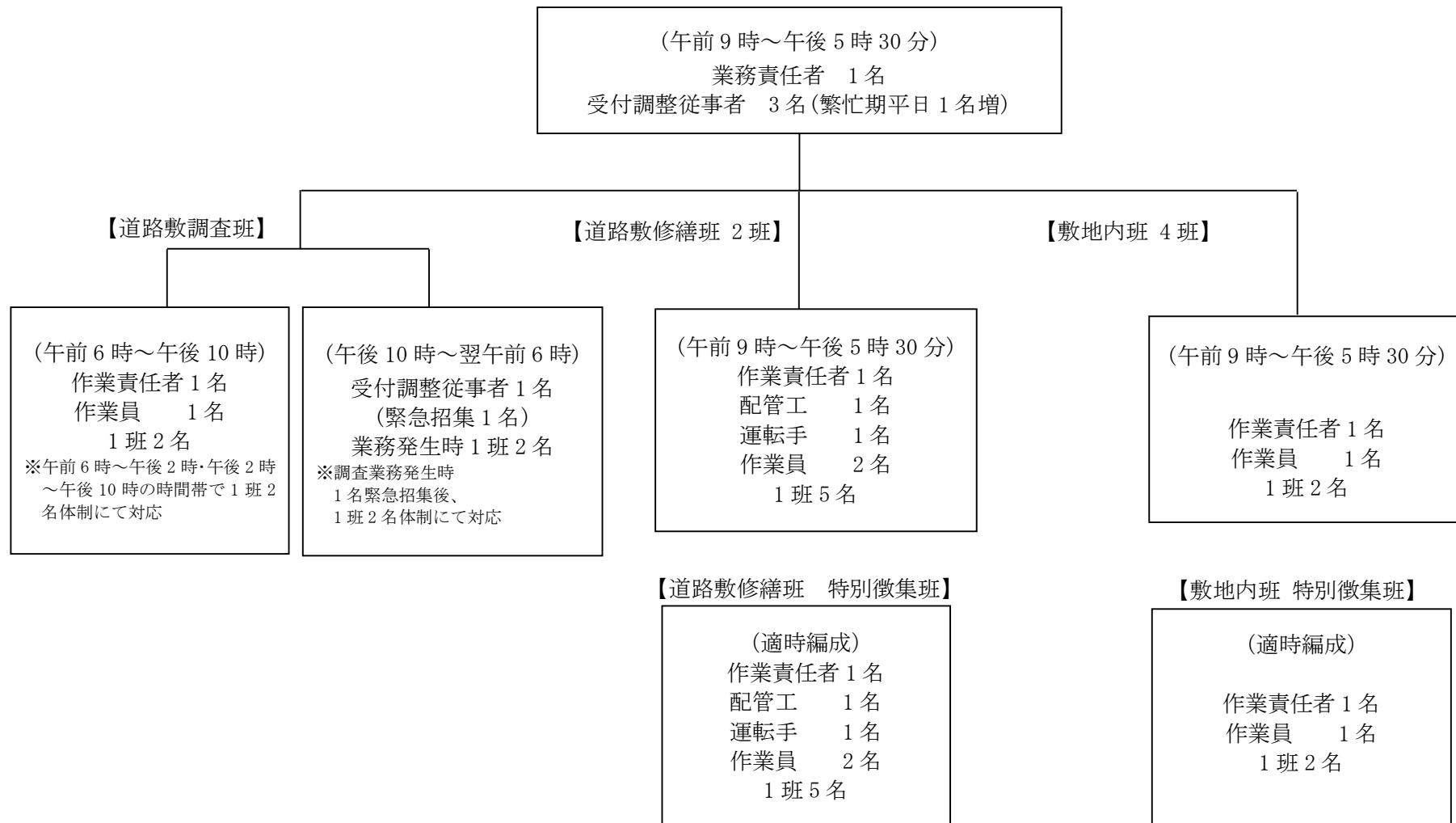


別図 1 維持修繕範囲標準図

※敷地内維持修繕範囲はメーターまでであるが、メーター以降が鉛管である場合には、メーター（第二止水栓があるときは、第二止水栓）の下流側 50cm までを範囲とする。



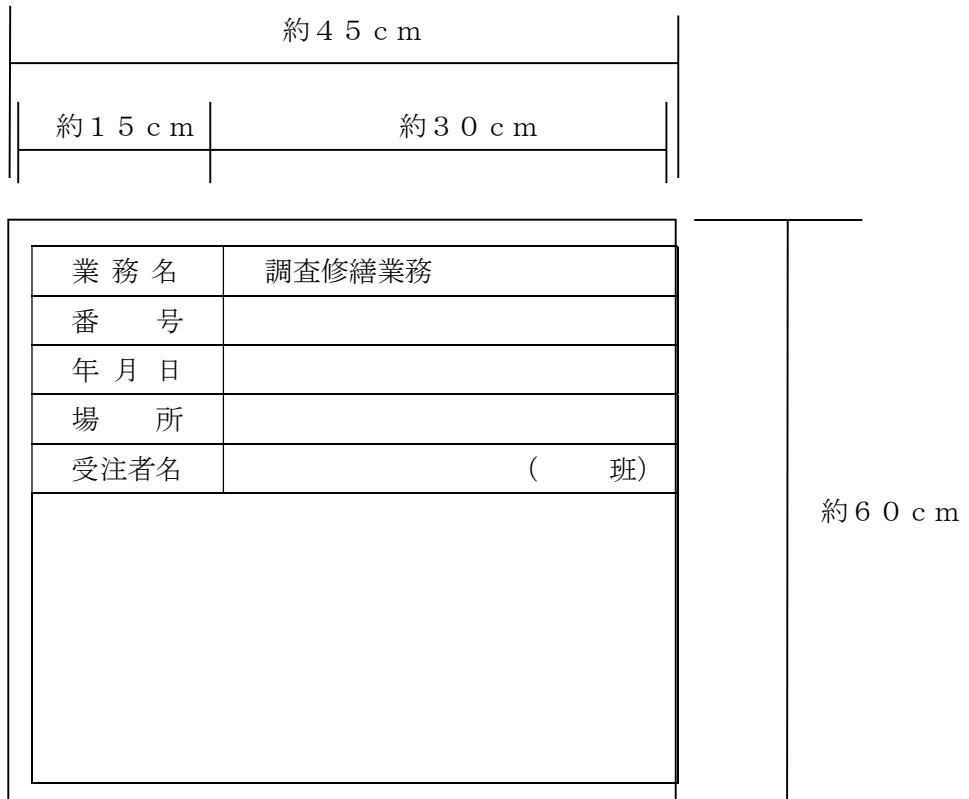
別図 2 調査修繕業務 標準業務フロー図



別図 3 平日体制標準図

勤務時間

別図4 担当・業務別標準勤務時間



別図5 黒板の寸法等

別表1 写真管理

○道路敷調査

1	漏水箇所（到着時の状況）
2	漏水以外の水道施設の異常及び給水異常の状況
3	近隣環境（道路、交通量、住宅、店舗）
4	量水器周り
5	保安設備設置状況
6	簡易修繕及び簡易対応後の状況
7	2について処置後の状況

○道路敷修繕

1	着工前
2	着工前の周辺状況 例：壁のクラック等
3	交通整理状況 1人目
4	交通整理状況 2人目……
5	保安設備設置状況
6	舗装版切断
7	舗装版取壊
8	舗装版積込み
9	掘削状況
10	残土積込み
11	アスガラ・残土運搬 1台目
12	アスガラ・残土運搬 2台目……
13	掘削出来形
14	配管状況（掘削内）
15	配管状況（量水器周り）
16	砂転圧状況 1層目
17	砂転圧状況 2層目……
18	路盤転圧状況 1層目
19	路盤転圧状況 2層目……
20	乳剤散布状況
21	仮復旧完了
別紙	仮復旧完了（道路幅員全体が写っているもの）

○敷地内調査

1	表札
2	お客様番号
3	メーター番号
4	漏水箇所（漏水箇所を図示）
5	漏水調査の状況

○敷地内修繕

1	着工前
2	着工前の周辺状況 例：壁のクラック等
3	掘削状況
4	掘削出来形
5	配管状況（掘削内）
6	配管状況（量水器周り）
7	復旧完了

別表2 機器材リスト

1. 建設重機類（参考）

名称	規格・仕様
バックホウ	クローラ型・排出ガス対策型 山積 0.055m ³ 級
	クローラ型・排出ガス対策型 山積 0.13m ³ 級
	クローラ型・排出ガス対策型 山積 0.28m ³ 級
ダンプトラック	軽トラック
	2t 積
	4t 積
	10t 積
ホイールローダ	ホイール型・排出ガス対策型 1.9～2.1m ³ 級

2. 主な調査機器材

名称	規格・仕様	常備
音聴棒	1.0m 等	○
電子音聴棒		
漏水探知機		○
止水栓キー	小φ13～25用、大φ30～50用	○
仕切弁キー	小、大	○
仕切弁ハンドル		○
カラーコーン	点滅灯付き	○
残留塩素判定試薬		○
残留塩素計		○
濁色度計		○
採水容器		○
ボーリングバー	1.0m 等	○
電気ハンマードリル		○
発動発電機	低騒音・排出ガス対策型	○

3. 主な修繕機器材

名称	規格・仕様	常備
コンクリートブレーカ	油圧式 20kg 級	○
空気圧縮機 (コンプレッサー)	可搬式・排出ガス対策型 3.5~3.7m ³ /min	○
タンパ及びランマ	60~100kg 級	○
振動プレートコンパクタ		○
工事用水中モータポンプ	口径 50mm 揚程 10m	○
	口径 75mm 揚程 10m (エンジン付ポンプ)	○
コンクリートカッター	油圧・走行式 ブレード径 45~56cm	○
発動発電機	低騒音・排出ガス対策型	○
分水栓用電動穿孔機		○
防食コア挿入機		○
分水穿孔跡挿入棒 (通称: 矢)	φ 13、 φ 20、 φ 25	○
水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	HMS-25	○
砂 (海砂)		○
碎石	粒度調整碎石 M-25、再生粒度調整碎石 RM-25	○
再生密粒度アスファルト合材		○
常温合材	YK アスコン同等品以上	○
アスファルト乳剤	プライムコート用	○
敷き鉄板	しま鋼板等	○
軽量鋼矢板		
軽量金属支保材		
保安施設	標示板、標識、保安灯、防護柵、 バリケード、照明等	○
配水管継手工具類	ラチェットレンチ、トルクレンチ、スパナ、滑剤等	○
配水管切断工具類	キールカッター、エンジンカッター等	○
給水管継手工具類	パイプレンチ、モンキーレンチ、接着剤、 トーチランプ、ろう接材等	○
給水管切断工具類	ビニル管切断器、金切りノコ刃等	○
断水工具類	断水器、断水器コマ、木栓等	○
給水管材料	分水栓類、ポリエチレン管、 ポリエチレン管用継手類、止水栓類、ビニル管、 ビニル管用継手類等の各口径 (φ 13~φ 50) 材料、 止水栓ボックス各種、量水器ボックス各種、その他	○
洗管用器具	サドル付分水栓(分岐口径 φ 50)に設置可能な器具、 メーター洗管用器具	○

別表3 現地調査の判断目安

判断要因	緊急修繕が必要と判断できる要因	緊急修繕が必要としないと判断できる要因
路面状況 漏水量	<ul style="list-style-type: none"> 陥没・泥状・空洞の状況にある場合 2次災害として交通障害、事故誘発が心配される。 敷地内で水が吹き出している。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路が湿っている程度 漏水箇所が給水装置と思われ、舗装の継ぎ目より流出している。 仕切弁ボックス、消火栓ボックス内より漏水している。 2次災害として交通支障、事故誘発の心配がない。
水はけ	<ul style="list-style-type: none"> 2次災害として道路冠水、家屋浸水、交通支障、事故誘発が心配される。 	<ul style="list-style-type: none"> 水はけ状態がよい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 水がまったくでない。 上記のほか、水道が使用できない状況。 	<ul style="list-style-type: none"> 漏水量がわずかである。

緊急度の判定

A : (緊急)別表3の緊急修繕が必要と判断できる要因より判定

B : (準緊急)別表3の緊急修繕が必要としないと判断できる要因より判定

C : (非緊急)応急止水が完了している。一時的に漏水を修理できている等。

別表4 重要業務指標 (KPI)

漏水緊急度判定に基づいた施工着手時間

緊急度	目標値	単位	目標達成率
A(緊急)	24時間以内施工	件数	100%
B(準緊急)	発見日の翌日から5日以内	件数	80%

- 目標未達成の場合は案件ごとに理由を明記すること

積算上の条件について

1. 積算基準等について

1) 本業務が適用する主な積算基準書は以下のとおりである。

- ・水道工事積算基準書（堺市上下水道局 令和7年11月版）
- ・令和7年度水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）
- ・令和6年度建設工事積算基準（堺市建設局）
- ・下水道用設計標準歩掛表令和7年度（日本下水道協会）
- ・水道施設維持管理業務委託積算要領【管路等管理業務個別委託編】
平成30年12月（日本水道協会）

2) 積算単価月と適用単価の関係は以下のとおりである。

本工事の積算単価月は設計書の鑑に記載している。

単価種別	適用する単価		備考
公共工事設計労務単価	令和7年3月の労務単価		「国土交通省単価」、「大阪府単価」※堺市HP参照
設計業務委託等 技術者単価	令和7年3月の技術者単価		「国土交通省単価」、「大阪府単価」※堺市HP参照
物価資料単価	積算単価月の前月の物価資料単価 (例) 9月の積算単価月ならば8月版		「Web建設物価（一般財団法人建設物価調査会）」 又は「積算資料電子版（一般財団法人経済調査会）」
市場単価・ 土木工事標準単価	物価資料単価月	市場単価・土木工事 標準単価の適用月	「デジタル土木コスト情報（一般財団法人建設物価調査会）」 又は「土木施工単価（Web） (一般財団法人経済調査会)」
	1月・2月・3月	冬号（1月号）	
	4月・5月・6月	春号（4月号）	
	7月・8月・9月	夏号（7月号）	
	10月・11月・12月	秋号（10月号）	
建設廃棄物等受入価格	令和7年度建設廃棄物等受入価格 (上半期 R07.8.1適用)		大阪府都市整備部
建設廃棄物（廃路盤材等） 受入価格	令和7年度建設廃棄物（廃路盤材）受入価格		大阪府都市整備部 ※廃路盤材（再生碎石・再生クラッシャラン、水硬性スラグ等） に適用
資材調査単価	令7年度資材調査単価		堺市建設局
	令和7年度資材調査単価【公共事業建設資材価格調査】 【一般土木編】		大阪府都市整備部
	上水道資機材調査価格（令和7年5月版）		堺市上下水道局 (堺市上下水道局HP公表)
	上下水道資材等価格表（令和7年6月版）		堺市上下水道局 (堺市上下水道局HP公表)
建設機械等損料	令和6年度版建設機械等損料表		(一社)日本建設機械施工協会
施工パッケージ型 積算方式標準単価	施工パッケージ型標準単価表 (令和6年4月適用)		国土交通省

※投棄料（建設発生土・廃プラスチック類）は、「上下水道資材価格表」に記載の価格を採用している。

※廃プラスチック類運搬費は近畿運輸局の距離制運賃表（令和6年3月告示）に記載の価格を採用している。

3) 代価表のアスファルト単価は、アスファルト合材割増額 小型車（4t）割増の記載がある場合、4t車割増を行った単価を計上している。

2. 単価について

本業務において使用する単価について同等の商品がある場合、「一般財団法人 建設物価調査会」又は「一般財団法人 経済調査会」の単価を比較し安価なものを採用している。

3. 配管工の労務単価について

設計書記載の名称「配管工（実務必携加算あり）」の単価については、水道工事積算基準書に記載の加算額を適用している単価のことである。

4. 見積りにより決定した歩掛について

本業務は、準拠した積算基準の明示があり、かつ明示した積算基準に記載した経費計算に基づき予定価格を算定しているため、見積により決定した歩掛を金抜き設計書に記載している。なお、歩掛を記載することにより、歩掛を決定した法人等を第三者が特定でき、かつ歩掛を決定した法人等から公にしないことを条件に提供された歩掛は非公表としている。

5. 見積り及び独自の積算により決定した単価について

以下に示す品目については、見積り及び独自の積算により単価を定めている。それぞれの品目の単価を以下に示す。単価は、発注の積算内容を参考に明示したものであり、契約上の拘束力を生じるものではない。

1) 以下の品目は後述する間接経費を含まない単価である。

掲載箇所	名称	規格	単位	単価（円）
道路敷労務単価表 第146号内訳書内	消火栓設置工 (人力)	地下式単口 ϕ 75 補修弁取付含まない	か所	3,629
道路敷労務単価表 第146号内訳書内	消火栓撤去工 (人力)	地下式単口 ϕ 75 補修弁取付含まない	か所	2,177
道路敷労務単価表 第283号内訳書内	エアーバック 止水工法（修繕用）	工事費（機材損料除外） ϕ 75	か所	101,000
道路敷労務単価表 第284号内訳書内	エアーバック 止水工法（修繕用）	工事費（機材損料除外） ϕ 100	か所	101,000
道路敷労務単価表 第285号内訳書内	エアーバック 止水工法（修繕用）	工事費（機材損料除外） ϕ 150	か所	136,000
道路敷労務単価表 第318号内訳書内	基本調査（昼）		回	10,650
道路敷労務単価表 第319号内訳書内	基本調査（夜）		回	15,517
道路敷労務単価表 第320号内訳書内	基本調査（追加ボーリングバー使用）（昼）		回	1,837
道路敷労務単価表 第321号内訳書内	基本調査（追加ボーリングバー使用）（夜）		回	2,728
道路敷労務単価表 第322号内訳書内	詳細漏水調査（昼）		回	72,795
道路敷労務単価表 第323号内訳書内	詳細漏水調査（夜）		回	107,695
道路敷労務単価表 第324号内訳書内	影響調査（昼）		回	7,634

道路敷労務単価表 第325号内訳書内	影響調査（夜）		回	11,120
道路敷労務単価表 第326号内訳書内	道路敷修繕班 (派遣のみ)	2名	回	10,007
道路敷労務単価表 第327号内訳書内	道路敷修繕班 (派遣のみ)	5名	回	25,700
道路敷労務単価表 第328号内訳書内	簡易対応（昼）		回	6,563
道路敷労務単価表 第329号内訳書内	簡易対応（夜）		回	9,528
敷地内単価表 第1号内訳書内	調査費		回	7,650

2) 以下の品目は後述する間接経費を含んだ単価である。

掲載箇所	種別	形状・寸法	単位	単価（円）
基本業務料単価表 第6号内訳書内	特別徴集基本料 (道路敷・通常)	5名体制	回	25,835
基本業務料単価表 第7号内訳書内	特別徴集基本料 (道路敷・緊急)	5名体制	回	51,670
基本業務料単価表 第8号内訳書内	特別徴集基本料 (道路敷・夜間)	5名体制	回	77,505
基本業務料単価表 第9号内訳書内	特別徴集基本料 (道路敷・敷地内・通常)	2名体制	回	10,059
基本業務料単価表 第10号内訳書内	特別徴集基本料 (道路敷・敷地内・緊急)	2名体制	回	20,119
基本業務料単価表 第11号内訳書内	特別徴集基本料 (道路敷・敷地内・夜間)	2名体制	回	30,178
基本業務料単価表 第12号内訳書内	特別徴集基本料 (普通作業員・緊急)	1名	回	9,087
基本業務料単価表 第13号内訳書内	緊急対応作業員費 (普通作業員)	1名	時間	5,679
基本業務料単価表 第1、2、3号代価表内	平日	1名	日	56,366
基本業務料単価表 第1、2、3号代価表内	休日	1名	日	58,691
基本業務料単価表 第4、5、6号代価表内	平日（9:00～17:30）	3.25名	日	100,122
基本業務料単価表 第4、5、6号代価表内	休日（9:00～17:30）	2名	日	70,880
基本業務料単価表 第7、8、9号代価表内	平日（6:00～14:00）	1班	日	21,993
基本業務料単価表 第7、8、9号代価表内	平日（14:00～22:00）	1班	日	25,443
基本業務料単価表 第7、8、9号代価表内	平日（22:00～6:00）	1班	日	19,366
基本業務料単価表 第7、8、9号代価表内	休日（6:00～14:00）	1班	日	23,547
基本業務料単価表 第7、8、9号代価表内	休日（14:00～22:00）	1班	日	27,240
基本業務料単価表 第7、8、9号代価表内	休日（22:00～6:00）	1班	日	19,863

基本業務料単価表 第10、11、12号代価表内	平日 (9:00~17:30)	2班	日	42,086
基本業務料単価表 第10、11、12号代価表内	土曜・日祝・年始 (9:00~17:30)	1班	日	43,418
基本業務料単価表 第10、11、12号代価表内	年末 (9:00~17:30)	2班	日	86,745
基本業務料単価表 第13、14、15号代価表内	平日 (9:00~17:30)	4班	日	34,499
基本業務料単価表 第13、14、15号代価表内	休日 (9:00~17:30)	2班	日	27,702

6. 建設発生土および建設産業廃棄物の単位体積重量（比重）

本業務により発生する建設発生土および建設産業廃棄物の単位体積重量（比重）について、積算上の条件は、次表のとおりとする。

品目	地山の単位体積重量 (t/m ³)
建設発生土	1.80
アスファルト塊（切削・掘削）（ベンガラ含む）	2.35
コンクリート塊（有筋）（コンクリート2次製品は除く）	2.50
コンクリート塊（無筋）	2.35
廃路盤材（再生碎石・再生クラッシャン等）	2.04
廃路盤材（スラグ等）	2.08

7. 建設副産物の処理

1) 建設発生土の処理について

本業務における建設発生土の公共工事間利用の受入施設の名称、所在地、運搬距離について、積算上の条件は次表のとおりとする。

品目	受入施設の名称	所在地	運搬距離
建設発生土	（公財）大阪府都市整備推進センター (阪南2区)	岸和田市岸之浦町9番地	17.2km

2) 再資源化等をする施設への運搬距離

① 本業務における特定建設資材廃棄物について、積算上の条件は次表のとおりとする。

特定建設資材 廃棄物の種類	再資源化施設の名称	所在地	運搬距離
コンクリート塊（有筋） 【道路敷】	栄運輸工業(株)	堺市西区築港新町1-5-29	9.3 km
コンクリート塊（無筋） 【道路敷】	栄運輸工業(株)	堺市西区築港新町1-5-29	9.3 km
アスファルト塊（掘削） 【道路敷】	（協）大阪南部リサイクルセンター	富田林市大字喜志2594番1	13.0 km

② 本業務における特定建設資材廃棄物以外の下記の建設廃棄物について、積算上の条件は次表のとおりとする。

品 目	再資源化施設の名称	所在地	運搬距離
廃路盤材（スラグ） 【道路敷】	新光開発（株）	松原市大堀 4-536-1	15.5 km
廃路盤材（再生碎石） 【道路敷】	株式会社兼子	和泉市北田中町 506	10.7 km
廃路盤材（再生グラッシュラン） 【道路敷】	株式会社兼子	和泉市北田中町 506	10.7 km
廃プラスチック類 【道路敷】	（株）ダイニ工業	岸和田市木材町 8 番 1	11.3 km

※ 廃路盤材（スラグ）は水硬性スラグとする。

8. 有価処分とする処分費（スクラップ控除）の減算額

間接工事費及び一般管理費率計算額の対象額としない。

9. 装運搬（人力）の価格について

装運搬（人力）の価格については、土砂等運搬（人力積込み、土砂）の施工パッケージの代価表に補正係数30%を乗じたものを補正費として積算している。補正費に小数点以下の端数が生じた場合は、整数止めとする（小数点以下切捨て）。

10. 経費率について

間接経費は共通仮設費率分、現場管理費率分及び一般管理費等率分の合計である。共通仮設費率及び現場管理費率については、小規模工事を扱うことから最大経費率とする。なお、材料費に関する共通仮設費率及び現場管理費率の算出について、材料費の1/2を対象額とする。一般管理費等率は3年間の想定総数量に各工種の設計単価を乗じた金額の合計に、上記の各経費率を用いて算出した共通仮設費及び現場管理費を加算した工事原価を対象額とした経費率とする。それらを合わせた率（管理費率）を規定し、この管理費率を各業務費用に乗じて費用を算出する。費用別の管理費率は、以下のとおりとする。なお、管理費率は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位止めとする。

1) 想定総数量を以下のように設定する。

① 材料費

・サドル付分水栓 DIP 用 $\phi 100 \times \phi 20$	6,050 組
・ポリエチレン管 二層管 1種 $\phi 20$	37,000 m
・P止水栓ソケット $\phi 20$ パッキン付	6,050 個
・ボール止水栓伸縮形 $\phi 20$ パッキン付	6,050 個

② 土工事費及び管工事費

・掘削工 (機械) 積込含む バックホウ 0.13m ³	37,500 m ³
・埋戻工 (機械) 掘削土 タンパ締固め バックホウ 0.13m ³	37,500 m ³
・ポリエチレン管修理工 $\phi 20$	6,500 か所
・分水栓建込工 (DIP) $\phi 150 \times \phi 20$	6,500 か所
・止水栓取替工 $\phi 20$ 止水栓ボックス撤設含む	6,500 か所
・断水器コマ設置工 $\phi 20$	4,300 か所
・鋳鉄管修理工 (既設管切断なし) $\phi 150$ (大)	2,000 か所
・不断水式簡易仕切弁設置工 DIP 用 $\phi 200$	930 か所

なお、これら数量はあくまで積算上の設定数量であり、発注を保証するものではない。

2) 待機業務費(各種待機料)については一般管理費等率分のみを計上する。

3) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率の補正值等は次のものとする。

①「工種区分」は「開削工事及び小口径推進工事等」とする。

②施工地域・工事場所は、「大都市」とする。

③間接工事費の積算において、処分費控除は行わないこととする。

④一般管理費等率の補正については、前払金の保証がない工事であるので、対象外とする。

⑤一般管理費等率の「契約保証」に係る補正は「補正しない」とする。

1 1. 数量計算の基準

本基準における数量計算の基準は、以下のとおりとする。

1) 土工事の数量計算の基準

①小数第3位を四捨五入し、小数第2位止めとする。

②修繕作業における掘削、埋戻し及び復旧内における構造物の容積または面積は、数量から控除する。

2) その他の数量計算の基準

その他の数量計算の基準は、水道工事積算基準書に準じる。管理費の端数処理については、金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。

1 2. 道路敷労務単価表の基本調査、影響調査について

基本調査の1班1日当たりの調査回数(か所)は、5.3回(か所)とする。簡易対応の1班1日当たりの調査回数(か所)は、8.7回(か所)とする。影響調査の1班1日当たりの調査回数(か所)は、7.4回(か所)とする。

1 3. 敷地内単価表の調査について

調査の1班1日当たりの調査回数(か所)は、7.4回(か所)とする。

工事用車両幕の仕様について

- ・表示内容 工事名称、工事用車両、受注者名、発注部署名
- ・字体 体 M S P ゴシックとする。
- ・字の色 工事名称、工事用車両、受注者名：黒色 発注部署名：白色
- ・背景の色 工事名称、工事用車両、受注者名：白色 発注部署名：青色
- ・字の大きさ 工事名称：1文字の大きさは3. 5 cm程度
※一段で入りきらない場合は、二段で記載する。
工事用車両：1文字の大きさは6 cm程度
受注者名：1文字の大きさは4 cm程度
※一段で記載する。株式会社は㈱と記載し、建設工事共同企業体は、JVと記載する。
発注部署名：1文字の大きさは6. 5 cm程度
※発注部署名は、局名を記載しない。
- ・寸法 縦540mm×横800mm程度
- ・材質 ターポリン
- ・装着枚数 1枚
- ・装着場所 ダンプトラックの前面
- ・取付方法 工事用車両幕の四隅とダンプトラックの4カ所を紐で結ぶ
- ・その他 工事用車両幕の四隅にハトメ（紐穴）を取付ける

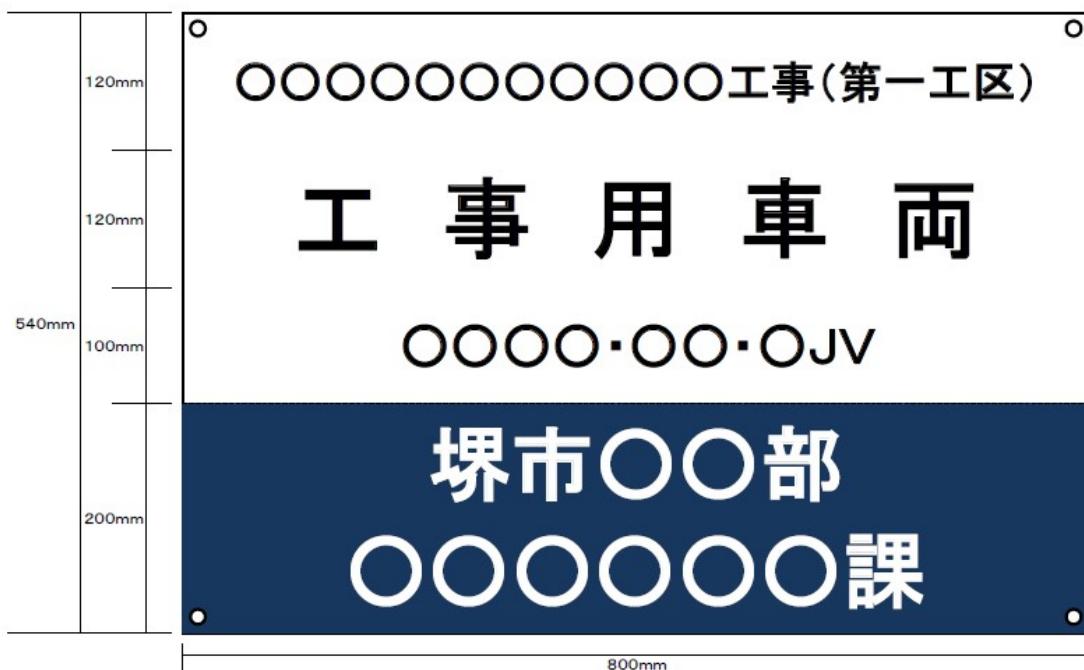


図 1 工事用車両幕参考図

過積載と疑わしい車両の目安

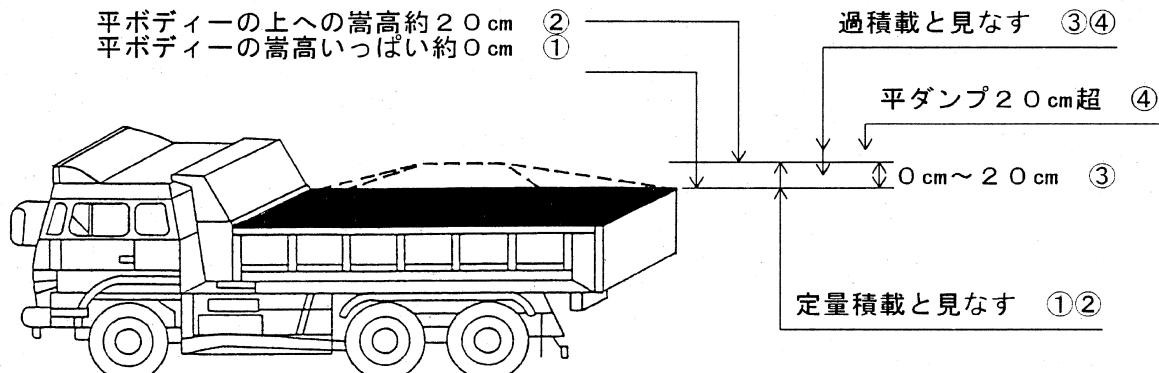
(参考)

《過積載と疑わしい車両の目安》

ダンプトラックのメーカー、車両により許容積載量に差異があるが、過積載の目安として、土砂及び碎石・As合材等の建設資材は均した状態で平ボディーの嵩高いっぽいまで、As・Co殻及びAs切削殼は平ボディーの上への嵩高20cmまでは定量による積載とみなす。

ただし、土砂及び碎石・As合材等の建設資材については、通常均した状態で運搬していない場合もあり、平ボディーの嵩高以上であっても均した場合嵩高いっぽいまでと判断できるときは定量による積載とみなす。

なお、計測は目視によるものとする。



※ 過積載と見なすものについての程度

- ③ 0cmを超える (土砂及び碎石・As合材等の建設資材)
- ④ 20cmを超える

暴力団等の排除について

1 入札参加除外者を下請負人等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市上下水道局契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は堺市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者を、下請負人等（再委任以降のすべての受任者、一次及び二次下請以降すべての下請負人並びに資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該下請負人等との下請契約等の解除を求めることができる。

2 下請契約等の締結について

受注者は、下請負人等との下請契約等の締結に当たっては、建設工事標準下請負契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会勧告）又は同契約約款に準拠した内容を持つ下請契約書に、本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

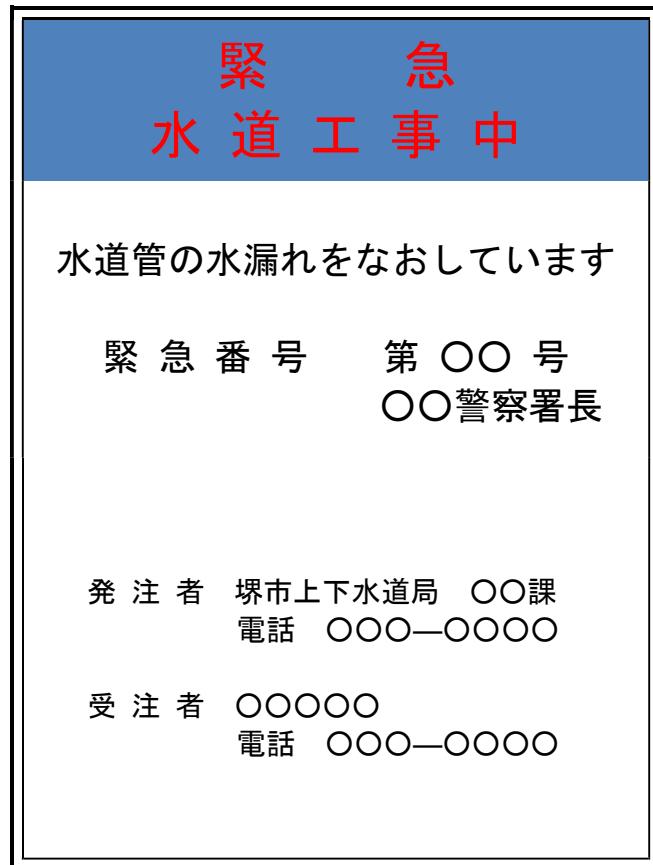
3 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を本市に提出しなければならない。
- また、受注者は、下請負人等がいる場合には、これらの者から暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- ただし、本市が必要でないと判断した場合は、この限りではない。
- (2) 本市は、受注者及び下請負人等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うことができる。

4 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該下請負人等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は下請負人等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

工事看板記載例



積算取扱書

1. はじめに

この取扱書は、積算方法の詳細について規定している。積算は、監督員の確認を受けた受注者が作成する作業内容報告書に基づき、局が行う。

2. 土工事費の積算について

(1) 数値基準

小数第3位を四捨五入し、小数第2位止めとする。

(2) 減少面積

各弁栓類（仕切弁、消火栓、その他の人孔（下水、電気、ガス、電話等）等）については、舗装版破碎工、仮復旧工、掘削・埋戻等から控除する。控除する面積については、表1を参照。

表1 弁栓類減少面積

仕切弁 (m ²)		消火栓 (m ²)	
鉄蓋小 (コンクリートボックス)	0. 13	単口 (コンクリートボックス)	0. 33
鉄蓋大 (コンクリートボックス)	0. 18	双口 (コンクリートボックス)	0. 58
鉄蓋円形1号 (レジンボックス)	0. 04	鉄蓋円形3号 (レジンボックス)	0. 20
鉄蓋円形3号 (レジンボックス)	0. 20		
人孔	0. 28		

※ その他の仕切弁については、鉄蓋部分の口径によって減少面積を算出する。

(3) 機械使用率

道路等の掘削は、原則として機械（バックホウ等）と人力の併用（以下「機械」という。）による掘削とするが、現場の機械使用率に応じて人力掘削または機械掘削を監督員が現場確認により判断する。

(4) 舗装版切断工

道路敷部分の舗装版切断及びコンクリート版切断を対象としており、厚さ別に【舗装版切断工】を延長（m）で計上する。

(5) 舗装版破碎工（人力・機械）掘削・積込含む

舗装厚及び掘削方法別に【舗装版破碎工】を表面積（m²）で計上する。また、再使用を行わないインターロッキング取り壊しを行った場合においても同様に計上する。

(6) 掘削工（人力・機械）積込含む

掘削方法別に【掘削工】を掘削数量（m³）で計上する。

(7) 埋戻工（人力・機械）

掘削方法別に【埋戻工】を埋戻し数量（m³）で計上する。

別途、埋戻材については埋戻材の種類別に【埋戻材（締固め後）】を締固め後の体積（m³）で計上する。

(8) 路盤工

舗装種別により、【路盤工】を表面積（m²）で計上する。

別途、路盤材については路盤材の種類別に【路盤材（締固め後）】を締固め後の体積（m³）で

計上する。

(9) 仮復旧工

舗装種別に応じ、【仮復旧工】を表面積（m²）で計上する。

別途、合材については【再生密粒度アスコン】を購入数量（t）で、路盤材については【路盤材（締固め後）】を締固め後の体積（m³）で計上する。

ただし、購入数量については仮復旧面積から必要数量を計算し決定すること。

(10) コンクリートはつり工

敷地内における人力でのコンクリートはつり工を対象としており、厚さ別に【コンクリートはつり工】を表面積（m²）で計上する。

(11) モルタル工

敷地内におけるモルタル工を対象としており、【モルタル工】を表面積（m²）で計上する。

(12) 水替工（発電機使用）

発電機の運転時間とする。エンジンポンプも同時に使用した場合は、合計時間とする。ただし、時間については30分単位とし、全て直近上位に切上げて計上する。

(13) 土留工

アルミ矢板を設置した場合は両側設置で一対とし、【土留工】を片側延長（m）で計上する。

3. 管工事費の積算について

(1) 水道施設等の配管修理

① 換算値

水道施設等の配管修理費の積算は、修理に使用した継手材料の管種及び口径毎に、適用する単価及び換算値を設定して計上する。尚、換算値は、該当する継手材料を1個使用する毎に計上する数量である。

② ポリエチレン管等の修理

〔1〕【ポリエチレン管修理工】、【ビニル管修理工】、【鉛管修理工】及び【ユニオン・ニップル継手工】における使用材料別の各単価の換算値について、表2に記載する。

〔2〕注意事項等

ア) 径違いソケットを使用する場合、【ポリエチレン管修理工】、【ビニル管修理工】においては口径の大きい方を採用する。また、【ユニオン・ニップル継手工】については口径に応じて採用する。

イ) パッキン類を取替えた場合、材料1個につき【ユニオン・ニップル継手工】を1か所計上する。

ウ) 仮配管等のユニオン継手を増締めした場合は、増締め1か所当たり【ユニオン・ニップル継手工】を1か所計上する。ただし、既設の材料を使って修理等を行った場合は、材料1個につき【ポリエチレン管修理工】を0.5か所計上する。

エ) VP用袋ジョイント等による修理の場合、材料1個につき【ビニル管修理工（既設管切断なし）】を1か所計上する。

オ) 配水用ポリエチレン管、鋼管等を使用した修理は、換算値の適応外である。

カ) 表2に記載のない材料については、別途適正な換算値を設定し、適応する。

表2 ポリエチレン管等の修理における使用材料別の各単価の換算値

修理箇所	使用材料 (1個当たり)	換算値 (か所)			
		ポリエチレン管 修理工	ビニル管 修理工	鉛管 修理工	ユニオン・ニップル 継手工
ポリエチレン管	P栓、PVユニオンソケット	0. 25			
	P分水栓ソケット、Pソケット、P径 違いソケット、P止水栓ソケット、P止 水栓エルボ、Pメータソケット	0. 5			
	Pチーズ	0. 75			
	PGソケット (P鋼管用オス)	0. 25			1. 0
鉛管	PLソケット (冷間)			0. 5	
ビニル管	TSソケット、TSエルボ、TS径違いソ ケット、VVドレッサージョイント、VC ジョイント		0. 5		
	TSチーズ		0. 75		
ユニオン等継手	分水栓アダプター、止水栓アダプタ ー、メータ伸縮ソケット、メータアダ プター、HIメータユニオンソケット、 逆止弁付パッキン、G止水栓ユニオン ソケット、Gソケット、直結止水栓、 ボール止水栓				1. 0

③ 鋳鉄管の修理

[1] 既設鋳鉄管を切断して修理する場合、次の要領で算出する。

ア) 鋳鉄管修理工 (既設管切断有) の単価を必要か所数計上する。

イ) 表3の鋳鉄管の修理の換算値に基づいて、単価の数量を算出する。

[2] 換算値は次の要領で算出する。

ア) 「換算値」 = 「据付本数」 + 「継手数」

※据付本数とは、修理に使用した鋳鉄管材料の合計とする。

例) 直管、切管、異形管 (曲管・継輪・短管1、2号等) 等

※継手数とは、修理に使用した鋳鉄管材料の継手か所数の合計とする。

例) 押輪、特殊押輪、メカ栓等

イ) 算出例

・据付本数3 + 継手数4 = 換算値 7 = 1. 0か所

・据付本数6 + 継手数7 = 換算値13 = 2. 0か所

解説) 上記例より、修理工が1か所増加すると、据付本数、継手数がそれぞれ「3」加算されることとなる。

表3 鋳鉄管修理の換算値

換 算 値	鋳鉄管修理工（既設管切断有り）（か所）
4 以下	0. 5
5 ~ 7	1. 0
8 ~ 10	1. 5
11 ~ 13	2. 0
14 ~ 16	2. 5
17 ~ 19	3. 0
20 ~ 22	3. 5
23 ~ 25	4. 0

〔3〕 その他

- ア) 既設鋳鉄管を切断せず、鋳鉄管補修金具（三つ割ジョイント）を使用して修理した場合、材料1個につき【鋳鉄管修理工（既設管切断なし）】を1か所計上する。また、補修金具の（大）、（小）に分けて計上する。
- イ) 既設V P管を切断せず、V P用袋ジョイントを使用して修理した場合、材料1個につき【ビニル管修理工（既設管切断なし）】を1か所計上する。 $\phi 75$ 以下を使用した場合には、【ビニル管修理工（既設管切断なし） $\phi 75$ （袋）】を準用し計上する。
- ウ) 既設継手を取り外し、再度取付ける場合、取外し1か所につき【鋳鉄管継手工】を1か所計上する。

(2) 止水栓等の修理

- ① 止水栓及びフランジ継手部の修理は、各口径の使用材料数によって、表4に基づいて計上する。
(※止水栓等のみの修理の場合に適用する)

表4 止水栓の修理

修理か所	使用材料	換 算 値	（か所）
止水栓	甲形止水栓	止水栓取替工	1. 0
	止水栓上部	止水栓上部取替工	1. 0
フランジ継手部	合フランジ、上水フランジ等	フランジ継手工	1. 0

※ 【止水栓取替工】には、【止水栓ボックス撤設工（ABorC）】が含まれている。

- ② 止水栓ボックスのみを取替えた場合は、【止水栓ボックス撤設工（ABorC）】を1か所計上する。
③ 直結止水栓、ボール止水栓を取替えた場合は、前項目（1）を参照。

(3) 止水方法による計上方法

- ① 既設分水栓等を閉止した場合、閉止1か所につき各口径の【甲型分水栓閉止工】もしくは【サドル付分水栓閉止工】を1か所計上する。尚、これには分水栓キャップの設置手間を含む。
- ② 止水のため断水器コマを設置した場合、設置1か所当たり各口径の【断水器コマ設置工】を1か所計上する。尚、修繕において、一時的に使用した場合でも計上する。
- ③ 配水管の修繕において、木栓を使用して止水する等、配水管の断水作業を伴わず修繕した場合に、漏水量に応じた口径の【断水器コマ設置工】を計上する。

④ 給水管の途中で閉止した場合は、管種によって表5のとおり計上する。

表5 給水管の閉止（止水）

修理（閉止）か所	工 法	換 算 値 (か所)	
		断水器コマ設置工	ビニル管修理工
鉛管	鉛管の途中で閉止 (断水器コマ)	1. 0	
ビニル管	ビニル管の途中で閉止 (TS キャップ+断水器コマ)	1. 0	0. 25

(4) 分水栓建込工

- ① サドル付分水栓を取付けて、穿孔機を使用した場合、各管種及び口径に応じた【分水栓建込工】を1か所計上する。
- ② 分水栓詰まりで穿孔機を使用した場合は、分岐口径に応じた【分水栓建込工 (VP ϕ 75)】を準用して計上する。

(5) サドル取付工

- ① 穿孔を行わずサドル付分水栓を取付けた場合は、管種に関係なく各口径の【サドル取付工】を1か所計上する。

(6) 仕切弁・消火栓修理及びボックス調整等

① 仕切弁の取替

仕切弁の取替は、仕切弁の撤去及び設置、及び仕切弁ボックスの撤去及び設置を基本とし、修理内容（各本管口径、ボックスの（大）、（小）等）によって表6に基づいて計上する。

表6 仕切弁の取替

修理か所	工 法	換 算 値 (か所)		
		仕切弁取替工	仕切弁ボックス積替工	仕切弁ボックス調整工
仕切弁	仕切弁の取替	1. 0		
仕切弁ボックス	仕切弁ボックス取替 (掘削深さ 40 cm以下の場合)			1. 0
	仕切弁ボックス取替 (掘削深さ 40 cmを超える場合)		1. 0	

※1 仕切弁取替工は、仕切弁ボックスの積替えを含む。

※2 配水管を切断して仕切弁を取替えた場合、配水管の修理については、（1）を参照。

② 消火栓の取替

消火栓の取替は、消火栓各部の撤去及び設置、消火栓ボックスの撤去及び設置を基本とし、修理内容（取替えた材料等）によって表7に基づいて計上する。

表7 消火栓の取替

修理か所	工 法	換 算 値 (か所)			
		単口消火栓 取替工	補修弁・フラン ジ短管取替工	消火栓ボッ クス調整工	消火栓ボッ クス積替工
消火栓	消火栓（単口）の取替	1. 0			
	補修弁の取替		1. 0		
	フランジ短管の取替		1. 0		
消火栓 ボックス	消火栓ボックス取替 (掘削深さ 40 cm 以 下の場合)			1. 0	
	消火栓ボックス取替 (掘削深さ 40 cm を 超える場合)				1. 0

※1 【単口消火栓取替工】は、消火栓ボックスの積替えを含む。

※2 配水管を切断して消火栓を取替えた場合、配水管の修理については、(1) を参照。

(7) 不断水工法による修繕

凍結工事及び不断水式簡易仕切弁については、土工事費は別途計上する。

3. その他費用の積算について

(1) 交通誘導警備員等の取扱いについて

① 交通誘導警備員の人数

〔1〕受注者が修繕場所に派遣する交通誘導警備員は交通誘導警備員B 2名を標準とする。ただし、現場状況により増員または変更が必要な場合は事前に局と協議し人数を決定する。

② 交通誘導警備員の業務時間及び拘束時間

〔1〕交通誘導警備員の業務時間は、原則、午前9時から午後5時30分（拘束時間8時間30分）とするが、修繕工事が長引いた場合、修繕作業完了まで業務を行うことする。その際、拘束時間を超えて引き続き勤務する場合は超過勤務として扱う。

〔2〕交通誘導警備員の途中派遣については、交通誘導開始より拘束時間とし、拘束時間8時間30分を越えて引き続き勤務する場合は超過勤務として扱う。

③ 交通誘導警備員の計上方法

〔1〕施工の前日までに、交通誘導警備員Bの派遣及び待機を指示した場合、その交通誘導警備員については、【交通誘導警備員B 通常】を計上する。

〔2〕施工の当日に、急遽、交通誘導警備員Bの派遣が必要になった場合、その交通誘導警備員については、【交通誘導警備員B 緊急】を計上する。また、急遽、増員が必要となった場合も同様とする。

〔3〕〔1〕〔2〕の場合の例外として、交通誘導警備員Bの勤務時間が深夜時間帯（午後10時から翌午前5時）を含む次の場合は【交通誘導警備員B 夜間】を計上する。

ア) 交通誘導警備員の修繕現場勤務時間が深夜時間帯（午後10時から翌午前5時）にかかり、当該交通誘導警備員の総勤務時間に占める深夜時間帯の割合が50%以上の場合

イ) 深夜時間帯をまたいだ場合

ウ) 勤務開始時間が深夜時間帯の場合

〔4〕前項目〔1〕から〔3〕において、原則、派遣された交通誘導警備員の拘束時間は8時間30分までとするが、局の指示により、拘束時間終了前に拘束を解除する場合がある。その際、勤務時間が8時間30分以内であっても計上する単価は変更しない。

※ 交通誘導警備員Aの派遣を指示した場合、交通誘導警備員Bを交通誘導警備員Aと読み替えて計上する。

③ 交通誘導警備員の超過勤務

- 〔1〕拘束時間を超えて、引き続き勤務した場合、時間数に応じた金額を割増して計上する。
- 〔2〕時間数は、30分未満は切捨て、30分以上は1時間に切上げて算出する。
- 〔3〕算出に用いる時間当たりの金額は、【交通誘導警備員 通常】を8で除した金額とする。
- 〔4〕割増し率として、深夜時間帯（午後10時から翌午前5時）は100分の150とし、それ以外の時間帯は100分の125とする。

④ 交通規制用車両

- 〔1〕交通規制用車両を使用した場合は、昼夜間に関わらず、車両数に応じて交通規制用車両（台）で計上する。
- 〔2〕交通規制用車両1台の定義は、現場に到着し規制を開始してから8時間30分まで（以下「通常時間」という。）とする。通常時間内において、複数の修繕現場に移動して規制を行う場合も含む。また、通常時間内を越えて、規制を行った場合は交通規制用車両を1.5台計上する。
- 〔3〕同一現場において、規制日数が長期に及んだ場合、規制日数に台数を乗じて、交通規制用車両（台）で計上する。
- 〔4〕前項目〔1〕から〔4〕に該当しない場合は、その都度、局と受注者が協議の上、決定する。

（2）局の要請による作業員の作業費について

作業費は、局の要請による徴集を行った場合に、作業時間に応じて支払う費用であり、作業員が平日1時間当たりの業務を行うために必要な労務費をもとに算出する。なお時間数は、30分未満は切捨て、30分以上は1時間に切上げて算出する。

（3）道路敷修繕工事の夜間割増しについて

- ① 修繕が深夜時間帯（午後10時から翌午前5時）にまたがった場合、当該修繕の総施工時間における深夜施工時間が占める割合（以下「占有率」という。）に応じて割増しを行う。尚、当該修繕の総施工時間については、業務時間内（午前9時から午後5時30分まで）、業務時間外を問わない。
- ② 割増し金額の算出は、表8を基に、占用率に応じた割増率を当該修繕の割増対象金額に乗じて計上する。

表8 夜間の割増率

占有率	10%未満	10%以上 25%未満	25%以上 40%未満	40%以上 60%未満	60%以上 75%未満	75%以上 90%未満	90%以上
割増率	1.00	1.02	1.05	1.08	1.12	1.16	1.21

③ 割増対象金額は、当該修繕における土工事費、管工事費の合計金額とする。

(4) 調査関連作業について

調査関連作業の区分は表9を基に作業内容に応じて区分する。

調査関連作業については1案件において、調査関連作業のいずれかを1回適用することを基本とする。

敷地内班による調査後に道路調査班による調査が必要となった場合は基本調査を追加可能。

その他、表にないものについては局の指示に従うものとする。

表9 調査関連作業

調査関連作業	基本調査	調査(敷地内)	影響調査	簡易対応
道路敷調査班の漏水調査	○	×	×	×
敷地内班の漏水調査	×	○	×	×
給水異常対応	○	×	×	×
起因(漏れ箇所不明)	○	×	×	×
起因(漏れ箇所判明)	×	×	○	×
応急処置 (断水器コマ設置、止水テープ等)	×	×	×	○ ※1
応急処置 (断水器コマ設置、止水テープ等)	(○) ※2	(○) ※2	×	×
止水栓不良	×	×	×	○※3
止水栓(蛇口等)操作のみ	×	×	×	○
漏水量再確認等	×	×	×	○

※1：漏れ箇所が判明している場合

※2：漏れ箇所の特定に調査を行った場合、基本調査または調査(敷地内)

※3：調査を行った際に、止水栓不良を発見し、修理を行ったものを除く

以上